

第七回国会 大蔵委員会 議録 第六十号

(七九三)

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 川野 芳清君

理事 大上 司君 理事 岡野 清彦君

理事 北澤 直吉君 理事 小山 長規君

理事 前尾 繁三郎君 理事 川島 金次君

理事 甲木 保君 理事 佐久間 徹君

理事 島村 一郎君 理事 高間 松吉君

理事 苦米 地英俊君 理事 三宅 則義君

理事 宮腰 喜助君 理事 田中 織之進君

理事 松尾 トシ子君 理事 河田 賢治君

理事 竹村 奈良一君 理事 田島 ひで君

出席政府委員

大蔵事務官 (主計局長) 河野 一之君

大蔵事務官 (主計局長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官 (主計局長) 舟山 正吉君

大蔵事務官 (銀行局長) 舟山 正吉君

委員外の出席者

大蔵事務官 (銀行局長) 長崎 正造君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

大蔵事務官 (銀行局長) 辻 章男君

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十号 昭和二十五年四月二十七日

四月二十七日

つむぎ等の輸入税を免除する法律案 (根本龍太郎君外四名提出、衆法第二四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 理事の互選

予算執行職員等の責任に関する法律案(内閣提出第一七五号)

船主相互保険組合法案(内閣提出第一八三三号)

○前尾委員長代理 これより会議を開きます。

予算執行職員等の責任に関する法律案及び船主相互保険組合法案の両案を一括議題といたしまして、前会に引続き質疑を継続いたします。三宅則義君。

○三宅(則)委員 ただいま議題となりました予算執行職員等の責任に関する法律案について質疑をいたしたいと思

います。本法案につきましましては、予算執行に對しまする職員等の責任に關する問題でございまして、私ども

はこの趣旨には賛成であります。これにつきましまして、政府にひとつお尋ねいたしたい件は、最初に第一條に書いてあるところでございますが、「この法律は、予算執行職員等の責任」と書いてござい

ます。しかしやはり予算執行職員等

点をひとつお伺いしたい。その理由になつております点は、第九條にもございまして、上司の責任において云云と規定されておりますし、また十一條では公団等の出納職員

の弁償責任、こういうふうになつておるのでありますからして、私は政府といたしましては、第一條では、ぜひこの法律は予算執行職員等の責任云々というよう

な意味合いに解釈するのであります。政府の方で、はたしてどういふ御意見を

持つておられますか承りたい。

○河野(一)政府委員 法律の方は予算執行職員等となつて、中が予算執行職員となつておる、これがどうであらう

という御趣旨かと思つて、中が予算執行職員となつておる、これがどうであらう

という御趣旨かと思つて、中が予算執行職員となつておる、これがどうであらう

て、予算執行職員等というふう

に御考へなすつて、御訂正なすつた方がより明確になる、かように考へておるので

あります。今これに對しましての修正に同意されるような御氣持はありま

しょうか承りたい。

○河野(一)政府委員 第一條に予算執行職員等の責任を明確にするといふこと

が、この法律の趣旨でありまして、その結果上司に転嫁する問題もありません

し、公団の問題もありませんから、これはあとの方の條文に、そういう場合に

たときには、責任がないようにも解せられるのであります。でも三年では短か過ぎるのではないかと思ひま

す。私たちは五年間くらい適用せられ

た方が適當であらうと思ひますが、どうして三年ときめられたのであります

か。これはあとの方の法律と関連があ

りますので、少くも三つのじやないかと思ひますが、いかがですか。

○河野(一)政府委員 これは會計検査院が非償責任を確定するわけであり

ますが、あまり長い期間にわたつた後においてやるといふことはどうであらうか。これによつて、會計検査院が一

の弁償責任を確定する責任は有する

のであります。もしそういうふうな非

違があつた場合に、三年を過ぎたから

もはやその責任がないのだといふこと

にはならないので、ただ會計検査院と

しては三年の間そういう権限を持たし

たらどうかという考へでありまして、

御趣旨のような点もあるかと思ひま

すが、検査院に特別の権限を與えた

というふうな規定に御解釈願つては

いかかと思ひます。

○三宅(則)委員 今の河野さんの御説

明はまことに不満足であります。第四

條に「會計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り」云々と書

いてあります。重大な過失により、前

條第一項の規定に違反した者のあるこ

とを認めるときにおきましては、これ

はやはり三年よりもむしろ五年くらい

に長く延ばした方が、かえつて責任が

明確になるのじやないかと思ひます

が、その辺はもう少しお考えをなすつて御答弁をいただきたい。

○河野(一)政府委員 会計検査院は、これを三年というこゝでなしに、毎年予算の執行の状況を監査しておるわけでありまして、そういうふうな非常に遅れるということは、私は事実問題としてなかるうと思つております。またこれを非常な長くするというのも一つの考え方でありまして、予算執行職員の責任をいつまでも非常に不安定な状態に置くというの、いかがかと思つておるわけでありまして、三年という程度で区切つたらどうであらうか。三年よりは五年でよいじやないかという御議論も一応成り立つておるわけでありまして、まずこの辺のところで考へておるわけでありまして、大体この程度が現在の実情に沿つてのじやないかという考え方でありまして。

○三宅(則)委員 私の考え方によりますと、第五條の方には、会計検査院は云々と書いてあり、最後の方に五箇年間としてあるわけでありまして、私はこの第四條と第五條と関連いたしまして、ぜひとも同じような寸法になさる方が、かえつて法律を明確にするゆゑんであると考へるのであります。いかがでしようか。

○河野(一)政府委員 これは三年と五年とは一応つづき合ひをとつてあるわけでありまして、まずこの三年間たつた後に、一般の民法上の責任の追究を妨げるものではないのでありまして、これは一般の司法上の原則によつて責任の追究ができる。ただ会計検査院が自分の権限としてやるものは三年間をもつて限りたい。それからあとの方の五條の五年としてありますのは、会計検査

院が誤つて検定した場合再検定を必要とするわけでありまして、これは三年の後の救済規定でありますから、三年よりは長いのが適當であらうという意味合いでつけたわけでありまして。

○三宅(則)委員 今の河野主計局長のお話はどうも私満足が行かないのであります。もう少し御相談していただいて、あとでもよろしうございますから、明快な御答弁をいただきたいと思つております。

次に会計検査院のことを伺います。会計検査院が事案現段階におきまして、各官庁を監督しもしくは監査をいたしておるわけでありまして、どういふ状況によつてやつておるのか。私はむしろ会計検査院が重大なる責任のものにつきましましては、四半期ごとに嚴重に監督すべきが當然であると思つておるが、いかがな状況でございますか。この際主計局長から承りたい。

○河野(一)政府委員 会計検査院は約千人余りの陣容を擁しております。これは実地検査、書面検査、いずれもあるわけでありまして、政府の側の会計関係の書類は毎月これを会計検査院の方に送付することになっております。たとえば支出報告でありますとか、収入報告、徴収報告書、証憑書類といったようなものは毎月送る。おそらく一年に何万ページの膨大なものであります。その書面検査をやりますと、さらに実地に行つて検査しておるわけでありまして、従つて四半期ということではないが、随時その検査を行つておるといふのが実情でございます。

た実績から考へますと、大体一箇年以後になつておるうちに考へるのであります。私どもの観点からいたしますと、大体今お説のように毎月もしくは四半期ごとに嚴重なる監督と申しますか、監査と申しますか、さうな方法を講ぜられればつこうであります。が、ややもいたしますから、一箇年もしくは二箇年も過ぎてから、関連いたが、発見される場合があるのであります。こゝういふことになつております原因は、会計検査院の人間が足らぬという意味であるか。あまりに事務が複雑しておるからという意味か。それともその責任があとにならないかならぬという意味か。その辺をもう少しはつきりお示し願ひたい。

○河野(一)政府委員 会計検査院の検査報告というものは、年度が過ぎて決算の形で出ておるわけでありまして。その間において何年も遅れて出ておるといふことは、ものによつてはあります。が、きまつたものから検査を確定しておるわけでありまして。ただものによつて、非常に複雑なものであるというこゝにござりますと、その分だけ検査確定を留保して、次の機会において国会に報告するということになつております。二十三年度の決算にいたしまして、この分は検査は確定しておるわけでありまして、まだ未確定であるというわけでありまして、遅れるものはさういつた関係の調査なりが、重要なもので、複雑なもので、なかなか済まぬというものが、事実さういふふうになつておるのであります。たいがいそのものはその年度内にやり、さうしてその年度を過ぎて次の国会に提出する、こゝういふようなことになつております。

政府の方としても契約の関係、あるいはこゝういふものについては隨意に契約をやることにいたしましたから、通知をするというようなことで、会計当局としても随時連絡をしておるわけでありまして。その状況を見てこれはどうであらうか、こゝうであらうかというこゝで、ただちにそのとき意見の表明もあつたというものも相当あるものでありまして、必ずしも遅れておるといふほど私どもは考へておりません。ただ会計検査院が、今後職能の上から見まして、もう少し充実して、また素質の優秀なものを入れるということとはもちろんあろうかと思つております。三宅さんのおつしやるように、現在非常に事務が滞滞して困つておるといふふうにも考へておらない次第であります。

○三宅(則)委員 第四條の三のところ書いてあるのですが、「各省各庁の長は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り」云々という場合におきましては、会計検査院が、検定前にいってもこれを弁償せしめることができません。こゝういふふうに解釈するのであります。してみますと、会計検査院というものの決定が、たとえば一箇年に一回というふうなふうにも見られることがあるわけですが、それはよほど前に毎月もしくは四半期ごとに決定しておるといふふうな考へておられますか。これはどういふふうな意味合いでありますか、承りたい。

○河野(一)政府委員 会計検査院は、もちろん全面的に検査されるわけでありまして、場合によつては見落しの面もございまして、あるいは会計検査院の検定前におきまして、検定が相当いふ／＼な事情を生じて、各省各庁の方でこの程度はつきりこゝういふことが起つたというこゝで、最後の確定的な検定を待たないでも、国の災害を一日も早く補填するといふこと、さういふふうな規定を置いてあるわけでありまして。会計検査院の方は確定的のものであります。各省各庁の場合においては、もちろん確定しておることと結果的に一致するといふこと、もあるかも知れませんが、場合によつては自分の見るところによつて弁償責任を命ずる、こゝういふ道を開いたのであります。

○三宅(則)委員 昨日前尾委員からもお尋ねがあつたと存じておりますが、こゝういふように予算執行職員等に対して、重大な責任を負わすのでありますから、ややもいたしますと、その担当官がいやがるといふことが、官庁にありはせぬかと考へますが、政府はどういふふうな考へておられるか、承りたい。

○河野(一)政府委員 おつしやることは非常にこもつともなところもあるわけでありまして。ただ現在までの段階におきましては、何と申しますか、少しルーズな点もあり過ぎたのではないかと。もちろんこの予算執行職員に関する事項だけによつて、予算の執行が適正になるが、それがすべてであるとは考へません。その予算の執行について、相当今まで遺憾であつたと思つております。従つてこゝういふ法律をつくるようになつたのであります。実際の適用にあたつては、会計検査院とも連絡を十分にいたしまして、そのよるべきところを明らかにして、安んじ

て予算執行職員が事務をとることができようにしたいと考えております。またこの法律によつて課せられております予算執行職員の責任は、非常に加重だといふわけではないと思つております。従来当然負うべきものが明確化されたといふふうに思つております。通常職員が普通の注意と義務を持つて、その職務をやつておりましたら、非常に困るとかあるいはとまどいするといふようなことはないのだといふふうに考えております。またそのつもりで指導したいといふふうに考えております。

○三宅(則)委員 私は多少本質に触れましてどうかと思ひますが、これは各公団等においても、ゆゆしい問題がしばしばありまして、野党諸君からもまた興覚諸君からも、たび／＼質問があつたのでありますが、こういう予算執行職員といふものの権限であります。これは小切手とかあるいはまた現金に類するもの、帳簿に記載するもの等につきまして、少くともその長として、課長あるいは部長として書類に目を通し、判を押す者があるものであります。ところが過去において、往々にいたしまして割合に若い者に大責任を負わせて、上の方は判を押しておつたといふおそれがあるのではないかと考えますが、政府はどういうふうに考えておりますか承りたい。

○河野(一)政府委員 会計関係の職員といふものは、全国で約三万くらいおります。もちろん支出官を一番上に、その補助官あるいは出納官吏、契約担当官、いろいろあるわけでありまして、三宅さんのおつしやるような点も、場合によつてはなかつたとは申し上げられ

れないのでありますが、今後この法律ができることによつて、自分の責任がはつきりいたしますので、おつしやるような冒険といふことは、おそらくこわくてできぬといふことになるのではないかと思つております。

○三宅(則)委員 私はこの法律と関連いたしまして、政府当局に注意といつては恐縮であります。一応参考意見を申し上げたい。というのは私どもの観点からいたしますならば、会計職員といふものは、まじめな者を採用しておる。もちろんその通りであります。ここに私どもの考えをいたしますならば、よほど素質のいい者をとるようによつてもらいたい。今まではどちらからかといふと、あまり間に合はぬやつに会計をまかせるといふことも、多少あつたと思ひますが、さうなことの長にようになります。相当了解をいたし、また長になる人もある程度までよくそれを監査する、あるいは監督するといふようにやつてもらいたい。同時にことに小切手とか現金に類するもの、対する管理については、一人では絶対いけない。二人もしくは三人の目を通してやる。こういう選定をしてもらいたいと思ひますが、これに対して政府はどういうふうに考えておられますか。

○河野(一)政府委員 予算執行職員あるいは会計職員といふものが、従来あまり素質がよくなかつたという点はあるかもしれないが、さういふ点はおつしやる通りであります。大体会計の事務といふものは、各省の事務からいいますと、本来の仕事ではありませんで、いわば事務官であつた仕事で、相当できるとすぐ本来の行政事務

の方に持つて行かれるといふことで、本人もそちらの方を喜ぶ、あるいは榮転だと思ふ。会計のような地道な仕事をこつ／＼やるのは、いやだといふ向きもあつたのでありますが、今後は会計は行政の基礎的な一種の仕事でありますから、こういう優秀な職員をぜひ確保したい。それにはただいまいろいろ講習その他をやつておられますし、またでき得れば地位の向上、待遇の改善といふことについても、今後考へて行きたいと思つております。最後におつしやつた現金の関係であります。これは現在でも、たとえば小切手を切る場合に、たゞ契約を認証する。その契約に基いて小切手を渡される。これは違ふ人がやつておるといふことで、二重にも三重にも目を通すといふ機会が、現在でも会計法の建前からやつております。

○三宅(則)委員 これは私経済の方と多少関連がありますから、官庁事項としましては違ふかもしれませんが、場合によりまして上の人、場合によりまして下の人が、さういふようなものは当然やらなければならぬと言われまして、多少伝票にある程度までふかしがとる考へておられます。前の人もしくは上の人の命令であるといふ意味合いにおいて、やむを得ずさういふ伝票を切る、さういふ場合があるのと、もう一つは伝票を切らなくても、金銭の出入りにつきましては業者と結託いたしまして、場合によりましてそれを横流ししたり、または割りもどいたりしたたりするやうな者があつたと聞いております。現今はやかましくなつたとおられておりますけれども、政府においてはさういふやうなことにつきまし

て、詳しく監督しておられますかどうか。○河野(一)政府委員 公団の問題が起りました。現在の会計法規は、これはこの職に当る者の心がけといふことが、結局問題になるわけでありまして、その意味において、先ほど申し上げましたように、また会計職員の優秀なる者を確保するといふことが大切であります。現在の会計法規の建前といたしましては、さういふことが起らないように、あらゆる方面から帳簿の組織もまた事務の動き方も、一応さういふふうになつております。会計法規をこのまま適用すれば、おそろくさういふことはない建前に一応なつております。ただこれはいろいろの心がけの問題もありまして、必ずしも今までのその通りに行われなかつたといふ点も、認めるにやぶさかではないのであります。従ひまして、さういふ法律によつて、会計法規に違反した場合に、さういふ責任をとらなければならぬといふことをはつきりさせることによりまして、目的を達成し得るといふふうに考えております。

○北澤委員 この予算執行職員等の責任に關する法律案によりまして、弁償責任の有無と弁償額の決定は会計検査院が行う。弁償命令は任命権者が行ふ。それから懲戒処分についてはその要求は会計検査院がするが、懲戒処分をするかどうかは任命権者の自主的判斷にゆだねる。さういふやうなことであります。しかしながら、この問題は国庫に非常に大きな影響がありますので、私はもう少し国会といふものがこれにタッチする必要があるのではないか。

か、さう考へるのであります。もちろんこの法律案によりまして、弁償責任の減免について国会の議決を要する。それから検査報告に記載して国会に報告するといふことになつております。大体においてこれは報告でありまして、私はいさう問題は国庫に非常に大きな関係がありますので、もう少し国会がこれにタッチするようになつて必要があると思ひますが、その点に對しまして、政府におきましてはどういう考へでありますか。

○河野(一)政府委員 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基かなくてはならないといふ憲法の規定があるわけでありまして、行政、司法の分野の問題からいたしまして、会計事務は現在の行政内部の事務でありまして、会計検査院は独立の地位を持つております。自分のところで一つの責任を持つてやつておられますので、これに對しての命令、直接的にあるいは懲戒をするといふのは、権限を分立した考へ方から言つて適當でないであらう。さういふ要求をするのはできるといふことは、これを實施する責任といふものは、おの／＼の任命権者といふものがやるのが、適當であらうといふふうに考へておるわけでありまして。

○北澤委員 そこで問題が会計検査院の要求もしくはその任命権者の職務に對しまして、もし国会がこれを適當でないと思ふ場合には、国会はどういう処置をとりますか。

○河野(一)政府委員 会計検査院と政府の解釈が違ふということもございませう。その場合に国会に報告が出ました場合に、あるいは政府の措置を妥協とせられるか、あるいは会計検査院の措置を妥協とせられるか、そのときに国会が御決定に相なりまして、その判断に基いて行政部内は処理する。これはもちろん政治的責任の問題になります。が、当然国会の議決に従つて処理すべきものだといふふうに考えております。

○三宅(則)委員 私は前にもどりまして申し上げたいのでございますが、各予算執行の責任者に対しては、相当の責任を負う、こういうことになつておりますが、たとえば何千万円費消したような場合におきましては、それを全額とすることが必要でないかと思ひますが、ある程度安い月給と安い月給に応じて行くといふことになつてゐるのですか。それとも全額負担するといふ意味合いになるのですか。その点をはつきりしてもらいたい。

○河野(一)政府委員 経済上の損害を與えた場合におきましては、弁償責任がある。その経済上の損害がどういふものであるかといふことは、これは個々の場合にきめねばならぬことでありまして、場合によつては非常に大きな金額に上るといふことも考えられると思ひます。しかしそういう責任を負つた以上は、それを弁償せねばならぬといふことは当然であります。ただ實際問題として非常に気の毒なこともありまして、また無資力なこともありまして、国会の議決に基いて適當な措置をとるといふことに相なろうと思ひま

す。その弁償の責任は、国会の議決に基いてでなければ弁償されないという規定を入れたもの、そういう趣旨であらうと思ひます。

○三宅(則)委員 私は公団のことをひっぱり出して多少恐縮に考えておりますが、公団等におきましては、かつては相當なやり損じといひますか、放漫といひますか、私企業、会社等においてはないようなことを平気でやつておつたといふのが、ずいぶんあるといふことであります。こういうような場合におきましては、最後には国がこの責任を負う、こんなことになつて参つたので、はなはだ私もおもしろくないと思つてゐます。今度の法案が出て来た以上は、ある程度までそれは国の議決前においても、各長もそれはその責任者といふものが、ある程度そこに責任を負つてもらいたいと思つてゐるのですが、これに對しまして政府はどうか、これに對しておられますか、承りたい。

○河野(一)政府委員 この予算執行職員の場合の責任の問題として、犯罪のある場合は当然でありまして、これはその犯罪の場合もこの規定は排除しておるわけではありませんが、もしそれが不正な犯罪行為でありますならば、当然刑法の規定によつて、一般の裁判所でもこれに關するわけでありまして、犯罪でありますればそれは告発することもありまして、ただ犯罪でない場合にどうなるかといふ問題であると思ひます。従つてこの予算執行責任の問題に關しましては、両方都合するといふ場合も多分にあるわけでありまして、そうでない場合につきましては、これは結局任命権者の判断であり

ますが、犯罪でない場合におきましては、損があるといふことになりまして、当然その責任を明らかにして一般の司法上の債権といひますか、司法上の請求権も当然行使し得るといふふうに考えております。

○三宅(則)委員 あと大分つかえておりますが、時間ももう一点だけ聞いておきますが、時間がありましてあらあといひたいと思ひます。私の考えております事柄は、これは政府内部のことでありまして、予算が決定したとして国会の議決を経ております以上は、四半期ごとに新聞にでも予算の状況などを御発表なさつて、一般の国民も了承するようにしてもらいたいと思つて、政府といひましてはそういうような事柄に注意を拂われませんか。それとも一箇年過ぎてから国会に提出される御用意でありまして、その点をひとつはつきりしてもらいたい。

○河野(一)政府委員 これは憲法の規定にも、内閣は、国会及び国民に對し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならぬといふことは九十一條であります。この規定がございまして、現在定期的にこれをやつております。ただ官報に載せておりますので、予算が成立しますれば、こういう予算が成立して、その内容がどうであるといふこと、それから毎四半期ごとに収入、支出の状況を公告いたしておられます。国庫金の状況あるいは政府の債務の増減の關係を公告いたしておられます。ただ一般的な官報はポピュラーなものではありませんが、あるいはお目にとまらぬかと思ひますが、もつと大衆的な方法でこれを公告するといふことについては、

いろいろと考慮いたしております。予算自体がなか／＼わかりにくいものでありますから、そういうところも啓蒙的な点から、やはり氣をつけて行くといふことも必要であらうかと思ひます。

○三宅(則)委員 私はこれに關連いたしまして、官報といふものには、これはなかつたか／＼といひたい。とつても、近ごろは大体配達するようになって来ましたが、一月も遅れて来るような場合があつたりして、その時期を失してゐるというやうな場合がありまして、むしろ私は、政府がある程度まで民間の新聞紙を利用いたしまして、あるいは一年間特定せられてもつこうでありまして、ある程度まで、もう少し詳細に御発表なさる御用意があるといふと思ひますが、そういう氣持は今持つておられますか。

○河野(一)政府委員 まあ新聞に発表するといふことも一つの方法だらうと思ひますが、非常に紙面を拡大にとりまして、なかつたか／＼広告料でも拂わないとやつてくれぬ問題でございまして、そういう点もございまして、ただ私どももいたしましては新聞のやうなものばかりでなしに、これは議員の皆さんにも御配付申し上げたのですが、いろいろ／＼な予算の説明書類であるとか、あるいは国の予算とか、あるいは大きいものは各図書館、学校といふやうな所に大体無償で配付いたしておられます。そういうことによつて、そういう機關を通じて、一般の国民に知つていただくといふやうな方法を、現在採用してゐるわけでありまして、おつしやるやうな点もいろいろと考へてゐるのであります。

○前尾委員長代理 苦米地英後君。○苦米地英後委員 昨日、途中になつたのでありますが、考へてみますと戦争の始まる少し前あたりから、大分いろいろ／＼と乱れて来たのであります。これはその当時の印象であつたのであります。上りの監督の地位にある人が責任を負わぬ。それはもうしかたがないといふやうな見方、當の責任者だけを追究するといふやうな傾向があつたのであります。でありますから、以前ならば當然上司が責任を負うべきところを、上司は平氣でゐる。そして下の直接の当事者だけが罰を受けてゐる。また、もつとひどいものになつて来ますと、大目に見てしまつて、當然処罰せらるべき者が処罰せられないで、転任ぐらゐのところで済むといふたやうな傾向が大分あつたのであります。そういうことのために、私はこの予算執行職員等の責任といふものが、だん／＼ゆるんで来たといふやうなところも見られるのであります。ところが今度出る法規の中には、直接の職員だけ責めておつて、上司に對する監督の責任といふやうなものについては、一向規定がないように思われ、あります。この点はどうかと思ひます。

○河野(一)政府委員 上司に從來、苦米地さんのおつしやるやうなことが、皆無であつたとは思ひやうなものであります。ことに会計事務といふのは、行政事務の下積みになつておる仕事でありまして、行政面の執行で会計方面が粗雑に扱われる。ことに戦時中は何でも物を増産する、金のことはかまうやうな時期もあつて、そういうことも多分あつたと思ひます。会計事務は行

政事務の基礎になるものでありますから、上司も当然責任を負うべきものである。それでこの法律にもこの規定を置きまして、上司が会計検査院に意見を述べたことができるようにいたしまして、それから上司の命令によつてやつた行為については、その責任が上司に転嫁する、こういう規定も入れておきます。

○苦米地(英)委員 ただいまのお話はわかりましたが、監督が不十分であつたという点について、この責任を負わせるという規定がないように思いますが、その点はいかがでしよう。

○河野(一)政府委員 監督が不十分という点につきましては、これはすべての問題についてあるわけでありまして、その点について会計事務だけを特別に扱うというのはいかがと思われまします。もちろんこの上司の責任については、一般管理上の責任がかぶせられる。この点にはかわりないと思ひます。会計事務だけを上げれば監督不十分というのも、この法律の建前としていかなるものであろうかというふうに考えておるわけでありまします。

○苦米地(英)委員 ただいまの御説明はごもつとも存じますけれども、この点がはつきりしておらない。ことに追究する金額が現在だと非常に多い。場合によると二十年も分割してとるといふような、非常に重いことになつておられますので、もしそういう過失があつた場合に、それで追究されると絶望の方法で行けば、重大な過失と認めないで、これを何とかして軽減してやるという温情的な行き方をすると、その

効果が見られて来ないというふうになるものであります。私はそういう見地からしても、一方において予算執行の職員等の責任をこれだけ強く追究するならば、同時に監督の責任についてももう少し何とか考えていいたしやないかという気がいたしますが、これは私の意見になりますから、これ以上は申し上げません。ただここで私はこういうことを考えるのですが、こういうことはできないものでありまして、

か。こういうふうなぐあいに予算執行職員等の責任が非常に重く、その罰も重い。そこでこのおもしろくもない経理事務を熱心にやる。これに対しては、まあ将来給與の方については特別な考慮もするというふうなお話もございましたが、私はこういう場合に、従来あつたボーナスの制度を復活いたしまして、直接上司の人がほんとうの勤務ぶり、誠実ぶりというふうなものを勘案して、このボーナスをもつて給與をふやして行く、こういうことはよほど効果があると思ひますのであります。この点はどうかというふうにお考えでございませうか。

○河野(一)政府委員 前段の問題、御意見だということでありましたが、ちよつと申し上げまします。会計事務というものは何段階にもなつておりまして、契約の責任、それから契約を認証する責任、契約担当の責任、それからそれに対して支出の決定をする責任、現金を出す責任、小切手を出す責任、こういうふうな何段階もございまして、その損害がそれらの職員全部に係属することになります。これはその損害についておの／＼が寄與した程度において、責任を負うことは当然であります。

す。これはその間における監督の責任ももちろんある程度入ることもあろうかと思つております。

それから賞與の問題でございまして、これは公務員に対する賞與の制度が昭和二十一年以来廃止されて、多年の懸案になつておるわけでありまして、公務員の給與は一般の民間賃金との権衡を保つて、というふうな規定も公務員法にあるわけでありまして、民間で賞與制度が行われておるものを、公務員だけこれを考えないで行くということも、いかなるものであろうかというふうな気持は十分いたしております。ただし賞與という制度を非常に拡充して行きますと、一種の封建的な色彩がここに生れて来るわけでありまして、雇用主の方において自由な裁量によつて給與をやつて行くというところで、労働の対価である賃金の性質がゆがめられるというふうな考え方も事実あるわけでありまして、過去における賞與といふものは一律のものでありまして、ほとんど本給とかわりない。おの／＼何箇月というふうな非常に大きな、賞與とも言えないようなものがある。盆と暮れに出されておつたというふうな事情がありまして、いろいろ議論のあるところでございまして、これはもちろん人事院の問題でありますけれども、ほんとうの意味の賞與制度といふものを復活してはどうかというところは、非常に興味のある十分研究すべき問題だと思つております。私の方の所管ではありませぬけれども、こういう点についていづれ何らかの措置を考へたいというふうな、検討しておる段階でございまして、その程度のことには申し上げてさしつかえないだらうと思つております。

○苦米地(英)委員 ただいまのお話の通り、封建的なところがあり、それから、封鎖のある点も十分ありますけれども、私はそういう弊害よりは、直接これを監督するところの上司が、その功績によつてほんとうの意味のボーナスを與えるということ、かえつていいのではないかと思います。この点十分御研究くださいまして、実現できるようにお願いしたいと思ひます。

それから次に移しまして処罰が非常に重いようですが、私はこういう重い処罰でびく／＼したような、萎縮したような気分を持つて行くよりは、英米その他において行われておりますが、他に就職する場合に、前の雇い主の証明がないと雇つてくれない。これが向うの方の道義心を維持し、信用を維持するところの非常に大きな支柱になつておることは、御存じの通りだと思ひます。これは公務員ばかりでなく、女中でもそういうふうになつておる。その他の雇用人も全部そういう組織になつて縛られておる。であるから現在の雇い主から証明をもらつてでなければ、自分の将来の就職ができない。こういうやり方は、向うの信用程度の高い、また高くなつていく一つの原因だと私は思ふのであります。ですから、こういう場合においても、そういう制度を日本全国にわたつてとることはできないかと、公務員に対してだけでもそういうことをお始めになり、同時にこれは先般の御説明によりまして、容易に実施できない、研究中だというふうなお話でございましたが、向うにありませぬ信用保険、フィデリティ・ギャランティー、この制度を併用するならば、私は国家の損害も少くなり、公務員の反省を促すという点にも非常に効果があるのではないかと、こういうふうにかけるのですが、この点いかがでしようか。

○河野(一)政府委員 苦米地さんのおつしやる通り、外国におきましてはそういう制度があるようですが、経理関係の職員の資格は非常に厳重であるようでありまして、日本の現在の状況においては、むしろ非常にルーズであるというのが実情であらうと思ひます。ただ現在会計事務職員のみならず、一般に職員を採用いたします場合に、前歴といふものを調べ、それから特に会計職員につきましては、そういう身元関係というものに慎重を期していることは事実であります。ただ法的な制度にはなつていないわけでありまして、それからやはり信用保険とか身元保証とかいうような点は、あるいは考えられていいことではないかと思ひます。ことに民間におきましては、会計職員について身元保証というふうな制度をとつておるものが相当あるやうでございまして、ただ現在の公務員の生活実情——会計職員だけ非常に給与がいいというわけでもございませぬので、その辺に支障があるかと思ひます。また信用保険の制度も、この法案を立案する前に、いろいろ一応調べてみたことがあるのでありますが、何しろ百分の幾つというふうな大きな金額になりますので、信用保険制度そのものが日本では発達していない。これがだん／＼整備されるに従つて、将来そういうふうなことに相なろうと思ひておられます。

○苦米地(英)委員 御説明ごもつとも

だと思ひますが、私はまず第一に信用証明を雇い主が出し、それによらなければ公務員にはなれないというようにすることになれば、これは民間にも自然に及ぶことだと思ひます。身元調査といふのをやつておいてのこととはよく承知しておりますが、それにしても前の行状記も、前の雇い主がはつきりしておれば、そこに照会すればはつきりわかるから、それもある程度信用できるといふことになりませんか、これを実行すれば信用程度が高まる。信用程度が高まるときに、信用保険をかけておけば簡単にできる。こういう段階にしたらくはなないか。こんなふうに考へておりますが、この辺はなお御研究願ひたいと思ひます。

それからもう一つござりますが、国会の決議に基いて減免するといふことであります。この国会の決議を要求する條件、またはそういうことを要求する人、こういうものはどういふふうになつておりますか。それをお伺ひしたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 現金出納官吏の非償責任につきましては、大赦という制度がありまして、その責任を減免するといふことがあつたわけでありまして、新憲法になりました、いかなるものかと思ひますので、国会が財政を処理する権限について、国会の議決に基かなければならないという趣旨で、こういう規定を入れておるわけでありまして、このやり方としたしましてはいろいろあるかと思ひますが、アメリカあたりでは個々の人に対する法律をつくつておるようでありまして、こういう具体的な行き方で参りますか、あるいは條件をきめて、かかる

ものについてある程度政府の裁量の余地を残していただきますか、これも法律案の形にいたしますか、決議案の形にいたしますか、その点については目下検討している段階でござります。その辺につきましてはよろしく国会の御意見なども拝聴いたしまして、きめたといふふうにご考へております。

○吉米地(英)委員 そうすると、こまかい手続、條件といふようなものを將來きめられるときに、これは政令でもお出しになるようなお氣持でありますか。

○河野(一)政府委員 政令で出すといふ考へ方はないのでありまして、こういう人を減免したいといふ具体的な場合を、多分出してお願ひするようになるのではないかとと思ひます。貸付金にするとか、何年の年賦にやるとか、そういうつたような国の債権の効力を變更する場合においては、国会の議決に基かなければならないという財政法の規定もござりますので、場合によつてはそれと同じような趣旨で扱つて行きたいといふふうにご考へております。

○吉米地(英)委員 そういふふうになりますと、これはボナナスの封建制よりもつと大きな封建制がそこに現われて来て、規矩準繩によつてこれをきめて行くといふことになるかといふので、よつてそういうことが提案されるかといふことになつて来ますと、運動をするとか、政治力が動くとかいふことがあつて、はなはだまずいことになりはしないかと思ひますが、その点いかがでございませうか。

○河野(一)政府委員 これはもちろん一定の標準を立てねばいかぬと思ひます。從來大赦の際におきましては、こ

ういふ程度のもは免除するとか、あるいは何日から以前に起つたものはどうするとか、そういうふうなことできまつたので、個々の人は減免しないかと思ひますが、この人は減免しないかと思ひます。ただ議決をいたしたく形として、それに該当するこれ／＼のものといふふうになることも考へられますが、その場合には、該当の人すべてに適用されるような行き方で行くことにならうと思ひます。それから個々の人の過失の程度のこともござります。その金額の程度のこともござります。そういうつたようない／＼な條件の組合せによつて、一定の規矩準繩ができるといふふうに運用したいと考へております。

○吉米地(英)委員 この点はどうもまだ多少不安を感じますが、なおよく御研究願ひすることにしまして、私の質疑を打ち切ります。

○前尾委員長代理 竹村奈良一君。竹村委員 大体各委員によつて質問されましたので、一、二点だけお伺ひいたします。

○河野(一)政府委員 財産のある者し

か会計職員に採用しないといふふうなことは、考へておらないのでござります。要するに、この法律によつて、会計法規を正確に遵守して行きますならば、こゝういふ損害が起らないのが当然なのであります。要はその責任の事務執行、その公務に対する責任の問題でありまして、その財産のいかんによつてこれをきめるといふふうなことは全然考へておりません。

○竹村委員 そういふことをやらなければ、別にこの法律に適合しないので非償する必要もない。従つてそういうことは考へていない。一応理論的にはそうなるのですけれども、しかし国に損害を及ぼさないといふような建前から、責任の地位にある者が、今後そういうことがあつたら賠償ができるようにしたいといふので、採用のときに財産等を調査することになるのではないかと考へるわけでありまして、もちろん理論的には必要ないと言われればそれまででありますけれども、結局当事者に責任を負わして、監督の地位にある者が責任をのまれるという形になつて、そういう弊害が起ることを心配するので、その点はどうか。

○河野(一)政府委員 私どもはそういうふうにご考へておらないのでありまして、先ほども申しましたように、誠実に会計法規を遵守するといふ責任額があれば、そういうたゞ愛いはないといふふうにご考へております。この規定にもござりますように、会計検査院に自分の判断が正しいかどうかといふことを照会する権限を與えておきますし、上司に対して意見を提出することもできるわけでありまして、そういう点の心配はない。またそういうふう

用すべきものであらうと考へております。

○竹村委員 これを見ますと、出納者に対してい／＼なことがきめられておりますけれども、しかし不正事実

は、單に出納者だけでなく、国有財産の処分とかその他い／＼な面に非常に多いのです。一例をあげるならば、最近大蔵委員全部が横濱の税関に参りましたときに聞いた話でありますけれども、建設省の人が、あの横濱税関のそばにある国の土地を民間の運送会社に貸して、国が使用することができない状態になつてゐる。そういうような場合、そこに不正があつたとかどうか即断するのは誤りかもしれませぬけれども、国家が必要なるものをわざ／＼民間の営利会社に貸し與へてゐる事實は、何かそこに不正があつたといふ感じをわれ／＼持つのであります。こ

ういふふうには、單に收納する者だけでなく、処分する方にも不正があるように思われるのであります。これに対して取締り規定を設けよといふのではないけれども、一方だけ責めて一方をほうつておくのはつり合ひがとれぬ。こゝういふことに対しては一体どういふふうにご考へておられるか。

○河野(一)政府委員 御質問の点は、予算執行職員でなしに、その他財務方面についても考へてはどうかといふことだと思ひます。これはおつしやる通り一つの問題でございまして、そこまで広げるといふことも考へられるわけでありまして、ただ現在の実情をいたしまして、こゝういふ固期的な法律をつくるについて、その辺まで及ぼすかどうかといふ点については、なおよく検討いたしたいといふ考へがあるの

であります。たとえて申しますれば、ただいまの国有財産の例もございます。が、税務署長が低い課税の決定をいたした、故意にせよとも過失でやつた場合に、その税務署長は税金をたらなかつた責任を問われるのかどうかといふようなところまでなつて、かえつて苛斂誅求というやうなそしりを招いてもいけません。現在の税務の事情とよくかみ合せてやらなければならぬ。国有財産につきましても常に高い値段でばかりやることになつて、国家の収入があげられないというやうな事情もいろいろありますので、具体的の場合に、歳入面においてはどのような程度において国家に損害があつたかないのか、その辺をよく検討いたしまして、できるだけ近い機会において、そういう面も予算執行職員と同じように扱う、この法律の範囲の適用を上げて行くといふふうに考へておるわけでありまふ。ただいまのところとしては、この辺のところにとどめておきたいという考へです。

をやらなければ、不正の根源はなくすることができない。しかももう一つは、たとえば下級職員の方において、先ほどから各委員によつて問題にされております賃金ベースの関係もあつたので、いろいろの關係があつてやむにやまれず、その不正を正しつては申しせんけれども、そういう場合は往々にあるのであります。しかし突際高級官吏、あるいはまたその他のいろいろな部外力關係等によつて行われておる不正といふものが、その根源のおもなるものであると思つて、そのありますけれども、これに對して一体どういふふうな考へておられるか。單なるこれだけでは、上の方も一応責任があるといふだけでは問題にならないのであります。もつと根本的なものといふものに對する高級官僚の不正に對しては、どういふふうになさるか。

○河野(一)政府委員 予算執行職員を先ほど三万と申し上げたのであります。これは竹村さんは、全部下級の職員だといふふうにお考へになつておるのでないかと思つておりますが、予算執行職員はおつしやる高級の官吏も含んでおるのであります。各省の局長はみな支出負担行為の担当官であります。会計課長は支出官であります。それから認証官も各省おのづからいろいろ違ひますが、末端まで行きますれば三万程度になります。その中心をなすものは相当地位の高い職員であります。この職員だけが責任をのけておるといふやうなことは、實際はないのであります。会計法が最近に改正されておりました。そういうふうなやり方になつております。もちろんこれに對する監督の責任が、最終的には各省大臣にあるということになつております。

○河野(一)政府委員 弁護人を選任したり、あるいは証人を出席させたり、そういうことができる建前にこの法律でいたしております。

○河野(一)政府委員 弁護人があり、あるいは証人があり、この問題はいろいろな民事上の複雑な問題が起きて来ようと思つて、たとえば出納官吏が盗難にあつたといふ場合には、盗難上の責任において賠償金が確定した場合、おそれるこの盗難にあつた金額といふものは、その被害者に当然移転しなければならぬと思つて、もしこれを民法上の規定によつて当然に被害者に移転すれば、被害者が民事上の訴えによつて、その被害者に対して追究できるということになるのですが、實際においては下級官吏においては、おそれるこれを裁判にして、民事上の追究をするといふことは、非常に困難になつて来るやうであります。こういうやうな場合には、法律上当然移転する場合、放置しておくとき効になつてしまふ。こういう場合には政府が被害者といふゆる盗難によつて損害を生じた場合、出納官吏の責任を追究する場合に、責任が確定する。そうなる当然この官吏に移転してしまふ。移転するけれども、おそれる訴訟費用もなく、この追究はできないやうに考へますが、こういう点まで政府でお考へてはいかがでしょうか。

○河野(一)政府委員 出納官吏が持つております金は公金でありますので、それが盗難にあつたといふ場合に、出納官吏が故意または重大な過失があつたかどうか、こういう問題になるやうかと思ひます。その場合に国の自身としては、被害者に対して当然責任も追究できることは当然であります。もしそれが出納官吏の方で責任があるといふことになりましたらば、これも追究せざるを得ないわけでありまして、その訴訟費用の問題となります。これは場合々々によりまして、もしそれがその場合犯罪でありますれば、刑事訴訟の附帯私訴といふことで簡単にできるということになりますので、非常に訴訟費用がかかつて困るといふことも、ある場合によつてはあつたかと存じますが、まずそういうやうな事態を生ぜしめない。直接被害者に対して請求をやるというやうな方向へ行くのが、事情によつては適當な場合もあるやうかといふふうになさるか。

○河野(一)政府委員 政府ではその盗難にあつた場合に、被害者に対して政府でも請求できる。しかし決定によつて権利がこの出納官吏に移転するといふことになる、この出納官吏の民事上の請求もできるやうな場合に、そうすると二本建てで行くものでしょうか。一方だけの請求でしようか。時効との關係で非常に官吏は、いろいろのやうな重大な過失があつたといふことになりまして、時効等によつてこの官吏が追究できない場合もあり得ると考へます。両建てで行くものであります。あるいはまたそういう場合には決定によつて当然拂つたのだから、その出納官吏個人の請求権として規定して行くものでしょうか。

○河野(一)政府委員 具体的問題になりませんが、盗難によつてなくなつたと

ておるからみなここに逃げ込んでしまつて、そのために行政の滞滞が起りはしないか。だからそのくらいならば、いつそのことの免責の規定をやめて、第七條をやめて、それ以外の條項を適用して行つても、予算執行職員の監督あるいはその綱紀の肅清というようなことはできる。ただこの條項があるために、實際迷惑をするのは国民であつて、予算執行の職員は、これで一応自分たちの立場というものは守れましようけれども、そのよつて来るところの弊害は、全部国民に転嫁される。支拂ひの遅延の防止法というものをつくらなければならなかつたと同じように、またこの第七條の弊害を除去する法律を、あらためてつくらなければならぬという事案に來やしないか。それならばいつそのこと第七條を削除したらどうか。しかしあんなた方立案者の立場から言つて、第七條を削除すると、どういふところに困つた問題が起つて来るかといふような、何か積極的なことはございますか。

○河野(一)政府委員 おつしやるような点もわからぬこともない気がいたしますが、やはり現在の会計職員というものは、身分を保障されておるわけではあります。給與の点もほかの職員よりいいというわけでもございませう。ただ現状を基礎として考えてみますと、非常に重大な責任を負わせるといふ場合におきましては、一方これに対する緩和の措置、何か責任をゆるめてやるという考慮も一方にいたしませんと、小山さんのおつしやるようないふ問題が出て来るだろうと思ひます。お考えではあるものでありま

すが、ただいまのところ予算執行職員の現在の状況、ことに素質とかいふ／＼な点を考えました場合に、それだけの能力のない者に全面的な責任を負わすといふことによつて、かえつてむしろ悪い事態を招くのじやないか。考えよによつては、こゝういふ措置があることによつて、かえつて滞滞をしないといふような考え方もできるわけでありまう。これは初めての措置でありますので、実行した結果を十分検討してみたいと思ふ次第であります。

〔前尾委員長代理退席、北澤委員長代理着席〕

○小山委員 私もただいま河野主計局長の言われた予算執行職員の身分保障なり、あるいはこの人たちに對する特別な手当なりといふような制度が何々相またなければ、みなこの條文に逃げて行つてしまひはしないかといふ氣もするものであります。従つてこの條文を削除するといふことについて、削除したために、予算執行職員はますます／＼大恐慌を起すのか、あるいはこれがなくなつても、その辺のところはどうにかなくなつて行くのかといふことの説明が、実はもう少しほしいのであります。

それからも一つは、ただいまおつしやつた予算執行職員に對して、これだけの重大な責任を負わせる以上、この人たちに對しての特別な手当とか、あるいは信用保険といふような制度を、あわせてお考えになつておるのであります。その点はいづれそのうちまたおつし／＼考えようといふようなおつし／＼の、これは早急に立案されるおつし／＼のか。それをあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 現在の段階におきましては、先ほど申し上げましたように、会計検査院と實際に連絡をしておるというふうな関係もございませう。こゝういふふうな規定を置いておいた方がいゝのじやないかといふように、私も退案者側といたしましては考えておるわけでありまう。

それから給與の問題であります。これはこの問題を立案いたしました際に、さういふ具體的なものでは困難でありまう。相當時期を要します。さういふ根本的な方針を一本うたい込みたいといふふうにしておつたのであります。さういふ／＼な事情で實現に至りませんが、ただ今度には職階制が確立せられますので、職階制では、責任の重い者には給與も當然それに應ずる給與にするといふ建前でありまう。人事院において職階制を立案せられまう場合には、まずこのことを考えていただくといふことで、さういふ方面の相談も現在いたしておるというやうな段階でございます。

○小山委員 これは誤解があるといけません。私は予算執行職員に特に給與を厚くせよといふことで、言つておるのではないのであります。こゝういふやうな人たちは方が一の場合の積立金といふものがあるのです。民間会社にはさういふものがある。だからさういふやうな制度をつくつておいて、そしてその当該の職におる間は、一定の金額を積み立てておいて、無事にそれが済んだ場合に初めてその本人に給與してやる、こゝういふやうな制度を打立てる。あるいはさういふやうなことが予算上不可能であるならば、信用保険といふやうな制度を設けて、それを國

費で負担して行く。そして方が一事故があつた場合にそれを補填するといふやうな、いづれかの制度を設けるべきであるといふ趣旨であります。話は前にもどりますが、第七條は要するに予算執行職員に對して、さういふやうな信用保険の制度もない、あるいは特別な給與の制度もまだ打立てられていない、さういふことであるから、このやうな逃げ場をつくつておるのである。ただそれだけの理由であります。それともそれ以外の理由があつて、第七條といふものができておるのであります。

○河野(一)政府委員 法規の解釈といふものは人によつていろ／＼解釈があるわけでありまして、会計法規の解釈といふものは、もちろん会計検査院だけではない、行政部内としても解釈があるわけでありまう。もちろん最終的には最高裁判所がその権限を持つておるわけでありまうが、かりに行政部内といふいふ解釈にしたところで、もし最高裁判所でも違つても困るというやうなことで、できるだけ解釈の統一をとらねばならぬ性質のものだと思ひます。従つてさういふ意味合いにおきましても、今後会計検査院といふ／＼具體的な事例についても対象にして、其の確定的なものをつきめて行かなければならぬと思ひますが、現在の段階におきましては、さういふ問題につきましては自分の解釈がいかどうかといふやうな点について、場合によつては会計検査院の検定があるわけでありまうから、さういふ点についてあらかじめ意見を聞いておくことは、必ずしも避けるべきことではないといふやうに考へるわけでありまう。

もう一つ、小山さんのあの方でおつしやいました信用保険とか積立金といふ制度であります。これはおつしやる通りでありまして、現在出納職員、ことに鉄道あたりにおきましては、現金出納をいたします者に出納手当といふものがございませう。それで損をいたしましたならば、それで補うといふことではあります。執行職員になりますと、その金額をどの程度積み立てたらいふのか、あるいは手当としてどの程度出したらいふのか、さういふ点もあわせて考へる必要があると思つております。必ずしも給與をよくするといふ一点張りではなしに、さういふ制度も考え合せて、今後予算執行職員の地位と責任といふものを、それによつて考へて行きたいと思つております。

○小山委員 私はこの第七條削除論者であります。皆さんの御意も伺つて、また態度をきめることにいたしておきます。要はこの第七條があるために事務の滞滞が起つて、国民に非常な迷惑をかけるというやうな事態がなければいいのであります。それでさういふ検査院の方は、こゝういふやうな問合せがあつた場合には検査官會議にかけるとか、あるいはいづれ／＼な内部的な重要な意思決定をするのであります。この回答が出来ることになるとは、これは必然であると思ひます。そのために国民が迷惑をこうむつてはたへんであるといふのが、実は私ども除しないでもよろしいといふ結論に、当委員会の結論が出ました場合には、

その審判が起らないだけのあらゆる措置は、ぜひ政府の方で講じてほしいと思ふのであります。

次にお伺いしますが、第四條の第一項のしまひの方に「但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない」というありましたが、この三年というの是不変期間でありますか。時効によつて中断される期間でありますか。これを明らかにしておいてほしいのであります。

○河野(一)政府委員 不變期間であります。

○小山委員 そうしますと、この三年を経過したときというその経過した日は、いつが経過した日なんですか。会計検査院が事実を発見したときでありますか。それとも損害が発生したというふうに認定したときでありますか。

○河野(一)政府委員 そういう支出等の行為をして國に損害を與えた、そういう事実のあつたときであります。

○小山委員 そうしますと實際はたとへば検査官が派遣されて、いろいろ調べておる間に、その損害を與えるべき行為があつてその事実が発見された。発見されたが、實際損害ありと認定したのはそれから数年の後であつたというふうなときでも、これは入るわけでありませんか。そのときには入らぬのであります。

○河野(一)政府委員 事実が発生してから三年を経過した場合においては、会計検査院としては検定ができないというだけであります。一般の司法上の原則に従つて、國がその請求権を持つというところはかわりないわけでございます。ただ会計検査院が特別の立場でやるのは、この程度の期間にとどめ

ようというふうにいたしてあるわけでありませう。

○小山委員 どうもそこそこに行き違ひがあるようですが、この事実の発生した日というのは、これはもう客観的にわかるわけでありまして、その発生した日が発見されたときにはまだ三年たつていなかった。損害の認定が行われたときには三年経過しておつたというときには、この條項は損害の認定をすることができない、こういうことになるわけでありませんか。

○河野(一)政府委員 これは三年以内に検定をしなければいけません。言葉はちよつと悪いのですが、すでに審理をしておる間に三年たつということになりますと、これはできないというふうに考へております。

○小山委員 それはどうもおかしいと思ふのです。見つけたけれども、いろいろ調べておる間に時間が経過したのだめだ。こういうのではなはだおかしい。だからそういう意味で、私は不變期間でなくて、時効中断の期間にすべきではないかと思ふのであります。

○河野(一)政府委員 三年内に検定をするという趣旨でありますから、おつしやるようなところもあるかもしれせんが、私どもの解釈としてはそういうふうに解釈しております。

○小山委員 次に今度はこの損害の認定であります。これは條文によると最終的に会計検査院が認定するというふうに読めるのであります。いやしくもある一人の人間が債務を負わなければならないという事態を、裁判所以外の

ものが最終的に認定するというのは、いかにもおかしいように思ふのであります。この点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○河野(一)政府委員 これはその個人において不服があれば、もちろん裁判に出訴できるわけでありまして、最終的には裁判所で争えばそれが確定的なものになるわけでありまして、会計検査院で検定したものにつきまして、当人がそれに服従するという事になれば、そこで最終的に決定したというに相なるかと思ひます。裁判に出訴する権利を奪つておる趣旨ではございません。

○小山委員 しかし法律の法理論から言つと、これは特別法だと思ひます。その特別法でそういうふうな、特に出訴する規定がないということになる。一般にはこれでおかしいんだ。弁護士までつけて裁判類似の行為をやつておるのでありますから、ここに検定に不服の場合には裁判所に出訴することができると書いてないと、これはここで最終的にきまるといふような法理解釈になるのはありませんか。

○河野(一)政府委員 私はそういうふうなつもりでは考へておらないのでございまして、憲法にも裁判の点につきましては保障いたしておりますので、この法律でそういうふうな例外を設けるわけには行かない。ただ会計検査院がこういう会計法規の解釈なり適用なりにつきましては、またあるいは損害の認定につきましては、多年経験と知識を有しておりますから、まずその検定に従つても間違ひがないであらうという意味で、またその損害の補填を早くするといつたような意味において

も、会計検査院の職制にかんがみて、こういう権限を與えたというふうに考へておるわけでありませう。

○小山委員 そういたしますと、検査院の最後の検定があつた場合にも債務名義は発生しない、つまり國家はそれに対して執行の権利を持たないのだ、こういうふうな解釈するのであります。

○河野(一)政府委員 本人が承服いたしますれば、その検定は最終的に確定するといふふうに考へております。

○小山委員 そういたしますと、その債務名義はどういうふうにしてとるのではありませんか。つまり相手方が服従したから、それではそれによつて執行するといふ場合の債務名義は、どういう形で出て参りますか。

○河野(一)政府委員 債務名義はあることになりました。各省、各庁の長が債務名義の請求権を持つわけでありまして、それから、それに基づき債務名義が確定するといふふうに考へます。

○小山委員 そうすると裁判と同じことになるのであります。一応本人がそれでしかたがあるまいというふうになつたというので、執行を行う直前に出訴することができるのであります。

○河野(一)政府委員 これは事実問題でどういふようになりますか。(法律問題ですと呼ぶ者あり)法律問題であります。現在出納官吏についての弁償責任というものは、この法律以外にあるのであります。今までの考へ方から行きますと、そのときにおいて請求権を獲得し、その際に異議を申し立てなければ、それで最終的にも確定して

しまふ、こういうふうな考へております。

○小山委員 そうしますと、そういうふうな裁判を用いずに、債権が確定する法律がほかにあるものであります。行政内部において、下級職員に対する債権が確定する法律がほかにあります。

○河野(一)政府委員 現在の会計法に、出納官吏の責任に関する規定がございますが、それは同じような扱いになつております。

○北澤委員長代理 ほかに御質疑はございせんか。

○三宅(則)委員 もう二、三ポイントお許し願ひたいと思ひます。法令による公同連合國軍人等住宅公社、日本専売公社、日本國有鉄道、復興金融公庫、國民金融公庫、住宅金融公庫、商船管理委員会、持株会社整理委員会、閉鎖機關整理委員会及び証券処理調整協議会、こういうふうにあるのでありまして、こういうふうに政府が監督し、もしくは出資しておりますような公同、もしくはそうしたような種類のものに対して、これを適用することに相なるわけでありませう。すると總裁、理事長もしくは委員長も、これは同じく上司といふことに相なるわけでありまして、これらに対しまして、今も問題が起つておりますように、最後の決定権はやはり裁判かと思ひますが、その辺ひとつ先の方に關連いたしますので、お答えを願ひたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 最後の確定は、三宅さんのおつしやる通り裁判で確定するのだというふうに思つております。

○三宅(則)委員 今までの例によりま

すると、公団等の使い込み等があつた場合におきましては、總裁が責任を負わなくては、ある程度までその下の者が負つておるかと思つておられます。さらには、公団が損失を受けた場合におきましては、國家がこれを補つておるより考へるわけでありまして、この辺は、どういふようになりましようか承りたい。

○河野(一)政府委員 身分上の監督権が、今後においては多少違つて参りますが、從來のものにつきまして、身分上の監督権がどの程度経済的な責任を負うかという点は、また別であります。

○河野(一)政府委員 身分上の監督権が、今後においては多少違つて参りますが、從來のものにつきまして、身分上の監督権がどの程度経済的な責任を負うかという点は、また別であります。

ましたので、よくやめますが、私は本法案はよほど重要な法案であると思ひますから、もう少し政府としても親切かつ丁寧な御答弁を願ひたい、かように考へておられますが、いかがなものであります。それと同時に、この出納官更に対する非償責任については、最後的には国会の決議によらなければならぬことになっておりますが、その前に、何か決議によつて、ある程度まで非償責任を早く負せしめたいと考へておりますけれども、政府はその方の御用意がありますか。

○河野(一)政府委員 会計検査院の検査が済まない場合におきましても、任命権者は非償責任を課することができると考へております。これは、会計検査院の検査が延びたというようなことを考へます場合には、当然さういふような措置が必要なのであります。大体さういふことで實際の目的を達すると思ふのであります。三宅さんのおつしやる点は、どういふことでございましょうか。

○三宅(則)委員 先の考へております事柄は、もちろん国会が最後の決定権を持つわけでありまして、その前に各長が負うというふうにいたしておるが、長といへども私財を投げ出すというところは、さういふことにつきましても、先ほど小山委員なりあるいは苦米地委員なりからお話のありましたように、別に保険制度というものを設けた方が、穩健にして妥當な負担がでるのではないかと思ひますが、その用意を今後なさいますか、いかがであります。

○河野(一)政府委員 將來は信用保険

制度というやうな問題を、考へて行かねばならぬのではないかと、さういふふうに思つておられます。從來は、物品その他につきましては、盗難保険とか運送保険とかいふ、さういふたやうな保険はかけておりましたが、身分だけの問題としますと、やはり信用保険の制度を考へて行かねばならぬと考へております。

○三宅(則)委員 最後まで食ひ下るやうであります。やはり小山委員と同じく、第四條の三年、第五條の五年という点は、これはもう少し將來政府委員の方も御研究願ひまして、円満に遂行できるようにいたしたい、かように考へますので、どうかその辺十分了承するようにしていただきたいと思ひます。ただ、あまり時間を急ぎまして、法律をつくるに、御注意をいたし、希望を申し上げて私の質問を終りたいと思ひます。

○宮腰委員 八條の問題であります。これは先ほどほかの委員からも質問があつたと思ひますが、国会の承認を得れば責任を解除するということがなつております。会計検査院あたりではまだ事件が進行をしない。ところが国会がこれの責任を解除するといふやうな場合、多数の賛成によるので、たうなれば政界方面の選挙対策資金なんかをば使ひ込んだのだけれども、やみからやみへ移り去られて、國民に納得の行かない責任解除を生ずるというやうな心配のあることをおそれるものであります。特別な方法はないものでしょうか。

○河野(一)政府委員 会計検査院が非償責任ありとせられた者に対しての減

免は、国会の決議によつてやるわけでありまして、会計検査院がまだ事案係属中においては、さういふことはなからうというふうに思つております。

○北澤委員長代理 午前中はこの程度にして、休憩いたします。

午後二時四十一分開議

○川野委員長 たいだいまより再開いたします。

議事の審査に入ります前に、お諮りいたしたいことがあります。実は去る本月二十五日理事北澤直吉君が委員を辞任したに伴ひまして、理事が一名欠員になつております。この際理事の補充を行ふ必要がござります。昨二十六日北澤直吉君が再び委員に選任されたので、北澤直吉君を再び理事に指名するに御異議ございませんか。

○川野委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

○川野委員長 次に、予算執行職員等の責任に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。川島金次君。

○川島委員 会計検査院の当局が見えておりますので、二、三法案に直接関係あるものと、最後に直接は関係はありませんが、一、二お尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。

たように聞いておるのであります。ところが委員会での質疑応答の中で判明したものであります。それらの事柄について検査院は各省のあらかじめの了解、折衝に対して、その担当官が事前の折衝に全幅の了解を與へることが多かつたやうであります。しかるにその事前における了承を信頼いたしまして、それに基づいて各省の出納関係官が支出をいたしたのに対して、爾後において往々にしてそれが再びくつがえされて、了解されたものと思つて支出されたものが、正式の検査を受ける場合においては、また元に戻つて審議を受け、しかもその結果においては不當な支出だといふ決定をなされる場合が、きわめて多かつたといふ事柄が判明したものであります。しかしこれは一方の明瞭な説明であります。われわれのつまづきから知るところではないのであります。さういふ事態といふものが、從來検査院においては説明のようになつて御説明を願ひたい、かような点について御説明を願ひたい、かように思ふのであります。

○山名説明員 たいだいまの御質問にお答へいたします。一般的にさうな事案も懸念いたされまゝです。会計検査院といたしましては、検査に派遣する職員に對しましては、あるいは在庁の職員に對しましては、その点については十分前から注意を拂つておりました。現に手元にござりますが、職員全部に拂つておられます。注意事項が

あります。その中の第四項に、研究及び判断の熟さない事案についてみだりに指示または了解を與へ、信を後日に失ふことのないやうに注意事項を、各職員

といつたやうな注意事項を、各職員

といつたやうな注意事項を、各職員

といつたやうな注意事項を、各職員

といつたやうな注意事項を、各職員

に持たしてありまして、一般的に非常に警戒的な態度をとつておるのであります。具体的な事案については御詮議いただきませんとはつきりいたしませんが、各省において私の方で不当であるとして説明を聞いております間に、いろいろその行為をやられました経過についての御説明があつて、前後の経緯についての御説明を承つておきますというふうなことに對して、先方ではそれに対する了解があつたものというふうな御判断になることもないではないのであります。その間における私の方の態度と、あるいは先方の方の御了解等の点における食い違いが、私どもの方の係官のその当時における態度等から発生することがないでもないと思ひますが、多くの場合そういふような事案について、將來不当として非難のおそれが発生しないようにというので、今回あらためて口頭でなく、書面による照会をいたしたいという措置を、この法律でおとり願ひたいと思つております。もう一つは、御説明になりますときに、同一前提條件から出て参ります結論が甲という結論が出ます。その甲の全部をお話にならないで、十のうちの五つをお話になりまして、それから出ました結論が乙というもので、大体乙の結論になりそうだというふうな御意見を申し上げたところが、後日漸次調査をいたしてみますと、そのほかに隠れた事実が五つあるというふうな問題で、結論がおのずからかわつて来るというふうな問題もないではありません。この点は両当事者もよほど慎重に研究されて参らなければならぬと思つておりますが、ただいまの御質問のことは、私の方の検査の態

度にも間違ひいたすこととでございます。職員には一般的に注意を拂つておる次第であります。御了承願ひます。

○川島委員 その中で内容を伺つておくのですが、私の質問の要旨は、そういう事柄がまああつたやうであります。が、そういう事柄はそうたくさんは起らないというところが、われわれの常識的な判断ではありますけれども、この委員会の一方の当局の説明によりまして、そういう事柄が從來非常にひんびんとしてあつた、こういう説明であります。その中でひんびんとして起るのか。またそういう事実がひんびんとしてあつたのかどうか。そういうことと具体的な問題についてお尋ねをされていることが、趣旨なのであります。その点はどうか。

○山名説明員 具体的な問題についてあらかじめ意見の御照会があつたのに對して、判定いたしました結論と、爾後において検査報告によりまして、不当事項の際の結論と相違ひいたしました事例は、私の関知するところではございません。

○川島委員 そういう具体的な事項はあまりなかつたというお話であります。が、実際のこの委員会の昨日の説明によりまして、そういう事柄がひんびんとあつて非常に迷惑をされているという、責任ある当局からの御説明なのであります。私もそれはよく検査院の立場にある検査官が、たとい口頭であつても一応その支出についての適法性を公表されておつた場合に、しかもその支出後において検査の結果、別な判断が検査官から下される。こういうことは常識ではあり得べからざることで

あるとわれわれは考える。ところが実際の説明によると、そうではない。非常にそういう事柄がひんびんとしてあつて、各省の出納関係官は非常に迷惑をして来たという説明なのであります。そういうこととお伺ひをいたしたのであります。が、そういうことが事実上あまりないという責任ある御説明であります。それでは私を了解いたしましたのであります。が、そうでもないやうなお話を聞いたので、一言お尋ねした次第であります。

それから第二にお尋ねをいたしたいのは、今後この法律によりまして、事前審査は、從來の慣例とは違つて、必ず書面において行わなければならぬということ、その確実性を期しておるわけでありまして、この書面の事前審査によりまして、弁償責任の減免、あるいは懲戒処分を要する免れるという形になる基本的な問題でございまして、この事前審査にあたりまして、これと書面でございますから、役所をあえて非難するわけではございません。が、この審査にあたりましては、從來の事実から見ますと、書面をもつて提出されたこのような審査というものが、往々にして時間的に大きな時間を要するといふことが、官庁事務の通例であると言つてもさしつかえないほど、われわれは見聞しておるわけでありまして、このようにならざるやうに、

場合に、はたして検査院がその書類の審査に對しまして、能率的に迅速にその事態に應じての処理ができる可能性があるのか。そういう事柄について、この事前審査に伴ひまして、検査官を増員したり、あるいはその他機構をかえなければならぬというやうな事態が

起るのかどうか。またそういうことをしなくても、この事前審査の問題については、円滑にしかも迅速にその審査の要求に應ずる態勢が整つておるのかどうか。その点についてはどのようなことになるか。その点について具体的な御説明を願ひたいと思ふのであります。

○山名説明員 ただいま御質問になりました、照会に伴つて審議並びに回答に關連しての遅滞、ひいては行政事務の遅延といふことに關連して、さらに検査院における受入れ態勢といふやうなことに對しての御質問でございます。したが、御質問になりましたところは、同様に私の方でも懸念いたされまして、大体書面で照会いたしますにつきまして、主務庁の方で書面を作成するのに相当手間もかかりますので、参りました場合には、打てば響くほどにたちになるだけの準備をするというほどの、現在余裕の人員を持つておりません。しかしたいま御心配になりまして、一因になつては困ると考えますので、私の方でいたしまして、支出負担行為担当官、認証官、支出官、資金前渡官等の人數に對照し、またこれらにより差せられます從來の照会件數から見た照会件數の予定のもとに、大體人員が四、五十名の範圍において必要ではないかという考え方のもとに、またこれだけの増員が認められました場合に對しては、最も能率的に人を配置し、機構もさうに各局ごとに責任ある回答ができるやうに、打てば響くというやうな態勢に置こうというので、せつかく大蔵當局と折衝を開始いたしておる次第でございます。

○川島委員 私はききわめて常識的な判断で、そのようなお尋ねをいたしておるのであります。が、こういう書面をもつての事前審査といふものは、相当口頭とは違つて、検査院にいたしても、從來よりは一層慎重を期さなければならぬという責任を生ずるわけでありまして、従つて從來の機構だけでは、この事前審査が円滑に進むことはなか、不可能ではないか。そういう場合に、ただいまの御説明によりまして、それに対する対応態勢といふことが、その態勢をつくり出すためには、四、五十人の増員をしなければならぬ。しかもその増員は目下大蔵大臣と折衝中だといふことであつては、私はまことにその答弁は奇怪だと思ひます。この法律は、大體すでに予算を組み立てるときに、あるいは予算審議中に、この法案は大體作成されたものであらうと考えるのであります。が、この法案に伴う検査院としての態勢のために非常なる人員の増加、それに対する予算的措置、こういう問題が當然予想されるのであります。にもかかわらず、これから大蔵關係と折衝の上に、その人員の整備充実を期するといふことであつては、次の臨時国会もしくは通常国会を待たずしては予算の補正ができない。従つて増員の問題が解決しない。こういうやうなことになるたものでは、せつかくこの法案を実施いたしましたとしても、それを受ける立場にある検査院の事前審査が万全を期するわけに行かない。こういう形になるのではないかと思ふのであります。その關係において、この法案をつつたのが大蔵省で、しかも検査院の方では予算的措置が必要なんだが、これからするといふことで

起るのかどうか。またそういうことをしなくても、この事前審査の問題については、円滑にしかも迅速にその審査の要求に應ずる態勢が整つておるのかどうか。その点についてはどのようなことになるか。その点について具体的な御説明を願ひたいと思ふのであります。

○山名説明員 ただいま御質問になりました、照会に伴つて審議並びに回答に關連しての遅滞、ひいては行政事務の遅延といふことに關連して、さらに検査院における受入れ態勢といふやうなことに對しての御質問でございます。したが、御質問になりましたところは、同様に私の方でも懸念いたされまして、大体書面で照会いたしますにつきまして、主務庁の方で書面を作成するのに相当手間もかかりますので、参りました場合には、打てば響くほどにたちになるだけの準備をするというほどの、現在余裕の人員を持つておりません。しかしたいま御心配になりまして、一因になつては困ると考えますので、私の方でいたしまして、支出負担行為担当官、認証官、支出官、資金前渡官等の人數に對照し、またこれらにより差せられます從來の照会件數から見た照会件數の予定のもとに、大體人員が四、五十名の範圍において必要ではないかという考え方のもとに、またこれだけの増員が認められました場合に對しては、最も能率的に人を配置し、機構もさうに各局ごとに責任ある回答ができるやうに、打てば響くというやうな態勢に置こうというので、せつかく大蔵當局と折衝を開始いたしておる次第でございます。

起るのかどうか。またそういうことをしなくても、この事前審査の問題については、円滑にしかも迅速にその審査の要求に應ずる態勢が整つておるのかどうか。その点についてはどのようなことになるか。その点について具体的な御説明を願ひたいと思ふのであります。

○川島委員 私はききわめて常識的な判断で、そのようなお尋ねをいたしておるのであります。が、こういう書面をもつての事前審査といふものは、相当口頭とは違つて、検査院にいたしても、從來よりは一層慎重を期さなければならぬという責任を生ずるわけでありまして、従つて從來の機構だけでは、この事前審査が円滑に進むことはなか、不可能ではないか。そういう場合に、ただいまの御説明によりまして、それに対する対応態勢といふことが、その態勢をつくり出すためには、四、五十人の増員をしなければならぬ。しかもその増員は目下大蔵大臣と折衝中だといふことであつては、私はまことにその答弁は奇怪だと思ひます。この法律は、大體すでに予算を組み立てるときに、あるいは予算審議中に、この法案は大體作成されたものであらうと考えるのであります。が、この法案に伴う検査院としての態勢のために非常なる人員の増加、それに対する予算的措置、こういう問題が當然予想されるのであります。にもかかわらず、これから大蔵關係と折衝の上に、その人員の整備充実を期するといふことであつては、次の臨時国会もしくは通常国会を待たずしては予算の補正ができない。従つて増員の問題が解決しない。こういうやうなことになるたものでは、せつかくこの法案を実施いたしましたとしても、それを受ける立場にある検査院の事前審査が万全を期するわけに行かない。こういう形になるのではないかと思ふのであります。その關係において、この法案をつつたのが大蔵省で、しかも検査院の方では予算的措置が必要なんだが、これからするといふことで

起るのかどうか。またそういうことをしなくても、この事前審査の問題については、円滑にしかも迅速にその審査の要求に應ずる態勢が整つておるのかどうか。その点についてはどのようなことになるか。その点について具体的な御説明を願ひたいと思ふのであります。

○山名説明員 ただいま御質問になりました、照会に伴つて審議並びに回答に關連しての遅滞、ひいては行政事務の遅延といふことに關連して、さらに検査院における受入れ態勢といふやうなことに對しての御質問でございます。したが、御質問になりましたところは、同様に私の方でも懸念いたされまして、大体書面で照会いたしますにつきまして、主務庁の方で書面を作成するのに相当手間もかかりますので、参りました場合には、打てば響くほどにたちになるだけの準備をするというほどの、現在余裕の人員を持つておりません。しかしたいま御心配になりまして、一因になつては困ると考えますので、私の方でいたしまして、支出負担行為担当官、認証官、支出官、資金前渡官等の人數に對照し、またこれらにより差せられます從來の照会件數から見た照会件數の予定のもとに、大體人員が四、五十名の範圍において必要ではないかという考え方のもとに、またこれだけの増員が認められました場合に對しては、最も能率的に人を配置し、機構もさうに各局ごとに責任ある回答ができるやうに、打てば響くというやうな態勢に置こうというので、せつかく大蔵當局と折衝を開始いたしておる次第でございます。

起るのかどうか。またそういうことをしなくても、この事前審査の問題については、円滑にしかも迅速にその審査の要求に應ずる態勢が整つておるのかどうか。その点についてはどのようなことになるか。その点について具体的な御説明を願ひたいと思ふのであります。

○川島委員 私はききわめて常識的な判断で、そのようなお尋ねをいたしておるのであります。が、こういう書面をもつての事前審査といふものは、相当口頭とは違つて、検査院にいたしても、從來よりは一層慎重を期さなければならぬという責任を生ずるわけでありまして、従つて從來の機構だけでは、この事前審査が円滑に進むことはなか、不可能ではないか。そういう場合に、ただいまの御説明によりまして、それに対する対応態勢といふことが、その態勢をつくり出すためには、四、五十人の増員をしなければならぬ。しかもその増員は目下大蔵大臣と折衝中だといふことであつては、私はまことにその答弁は奇怪だと思ひます。この法律は、大體すでに予算を組み立てるときに、あるいは予算審議中に、この法案は大體作成されたものであらうと考えるのであります。が、この法案に伴う検査院としての態勢のために非常なる人員の増加、それに対する予算的措置、こういう問題が當然予想されるのであります。にもかかわらず、これから大蔵關係と折衝の上に、その人員の整備充実を期するといふことであつては、次の臨時国会もしくは通常国会を待たずしては予算の補正ができない。従つて増員の問題が解決しない。こういうやうなことになるたものでは、せつかくこの法案を実施いたしましたとしても、それを受ける立場にある検査院の事前審査が万全を期するわけに行かない。こういう形になるのではないかと思ふのであります。その關係において、この法案をつつたのが大蔵省で、しかも検査院の方では予算的措置が必要なんだが、これからするといふことで

あつては、せつかくの法律の完全な実施ができないことになるわけでありま
す。そういうことであつては、私はこ
の法案の実施についても、まことに懸
念を深めるようなことになつてしま
うわけでありま。その折衝におきま
して、予算の補正をせずしてやり繰り
がつくような形になるのであれば別
ありますが、その点はどういうふう
なつておりますか。

○山名説明員 ちよつと速記をとめて
いただきましたと思ひます。

○川野委員長 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○川野委員長 それでは速記を始め
て……。

○川島委員 その事情もよくわかりま
したが、問題はこれは事前審査を必要
とし、その事前審査を受ければ免責あ
るいは懲戒等の処分を免れるという形
の法律なんでありま。従つて今後こ
の法律が実施されまると、出納関係
官の出納に関する責任というものは非
常に重大になりますから、その出納関
係官の態度というものはきつめて慎重
になる。従つてこの法律執行を——現
行法でありますれば従来の慣例により
まして口頭でやり、しかも御説明によ
れば、その口頭で了解をしたことにつ
いて、間違つたことはあまりない。こ
ういうことであります。それと今の
予算的な措置と関連して考へてみま
すと、この事前審査というものをこと
さらに設けなくとも、実際の効果にお
いてはかわりがないのではないかと
いうような気がいたします。こと、も
う一つは、政府の支拂いの促進とい
うことは、われ／＼が常に強く叫んでお
ります。政府支拂いがややもすれば遅

延をいたしまして、それがためにひ
いては国民経済の上にも、甚大な影
響を與えております。しかも御存じの
通りであります。しかるにこのきつ
法律が出て参ります。一方の出納関
係官は慎重を期する。ところがその慎
重を期して、私はそのためにさらに一
層事前審査の要求というものが、従来
の口頭時代よりは多くなるといふ可能
性が、きつめて見やすい道理ではない
かと思ふ。そういうことであるま
と、さらに参ります。政府支拂いの遅延
というものが、ここに結果的に自然起
つて来る。それがひいては国民経済の
上に、またしても大きな問題を投げか
けて来るというふうにもなるわけであ
る。従つてそういう予算的な措置もま
だないし、しかもこれをやるために
は、四十人も五十人ももの熟練した検査
官を置かなければならぬ。しかもそれ
がまだ予算はできておらぬというこ
となるのであります。検査院として
は、こういう事前審査というものを、
ことさらに法文化いたしましたやうな
ことも、従来の慣例によつても弊害がな
かつたといふれば、この法律のこの一項と
いうものは除いていいのではないかと
いふ気がわれ／＼はするものでありま
して、現に午前中の委員会におきまし
て、小山委員からもその点が強く指摘
されたやうな次第であります。その
点について検査院当局として、は、
どのような見解を持たれております
か。重ねてお尋ねしておきたいと思
ふのであります。

○山名説明員 この法律の七條の條文
は、この七條をもつて初めて出て参つ
た條文ではございませんで、院法の中
にすでにある條文であるといふこと
は、ただいま仰せになりました通りで
ございまして、院法の方の事前照会が
あつた事案について、なおこの法律に
よる責任を追及するのでは氣の毒だ。
だから院法の方の三十七條の、その事
前照会に対する意見、回答の通り行
つた場合においては、この責任追及は中
断されるといひます。宥恕されると
いひます。免責されるぞという好意
的な意味の條文でありまして、三十七
條の方の條文は、支拂い官吏だけであ
らず、職員全般の免責の意味においての條
文と、国益を守るというたやうな立場
で設けられております。條文でござい
ますので、予算執行職員といひまして
は、この法律の中に七條の條文がある
ことに非常な安心をいたすわけでは
ないもので、私はあつた方がいゝでは
ないかと思ひます。同時にまたあるこ
とに伴つて起つて来る事務滞滞の問題
になります。先ほど仰せになりました
た支拂い遅延の問題も、いささか懸念
されますが、多くの事案につきまして
は、契約をいたします以前の段階にお
いて、かような工事をし、かような物品
購入をし、かような契約をすること
はたして予算上妥当か、またこのやう
な手続によることが会計法規上違法な事
態にはならないかという、その段階
でもつて多く意見照会がありまして、
その意見照会に基づきましてその契約を
締結しまして、相手方の履行が済ん
で、支出官の支拂いの段階に入りまし
たときの支出官の意見照会といふもの
は、多くの問題は本質的な問題とい
ふよりも、形式的な問題で出て参ります
ので、本院——私の方でいたしまして
も、支出官の段階では割合意見照会が

少くて、基本の契約を結ぶこと自体の
可否についての意見照会が多いのでは
ないかというので、支拂い遅延も起
ります。これは確かでございますが、そ
れよりもそちらの方が多いいのでは
ないかといふふうに考へております。従つて
支拂い遅延というよりも、予算執行事
務全体としての滞滞を懸念することは
懸念いたしておりますが、一方ではま
たかような事前照会の方途によつて、
國に及ぼす損害が軽減され、また会計
法規違反の事態の発生を防止されると
いふ一方の効果も考えますれば、多少
その点について事務改善の措置の方法
によつて、すみやかに執行するとい
ふ配慮ともに行けば、相当の効果はあ
がつて来る條文ではないかと考へては
おります。

○川島委員 そこでさらにお尋ねしま
すが、もし今大蔵省と折衝中の予算的
措置が困難であつて、本年度来るべき
臨時国会の補正、あるいは通常国会に
入つての明年度の予算の補正ができな
い限りにおいては、かりに四、五十名
の検査官が増員できないという形にな
つた場合を仮定しての話ですが、その
いう場合においても、この事前審査
に対する行政事務の円滑、あるいは敏
速化といふものが期待できるか。その
点を私はさらに懸念するのであります
が、この点についての見通しはいか
でございませうか。

○山名説明員 ただいま検査院とい
はしましての事務執行の問題は、会計行
為の結果について多く不当または違法
を発見し、将来にわたつての会計経理
の是正をはかる方向に相当動いており
まして、その点において今期国会でも
済んだことよりも——御承知のよう

に済んだことを言うてもあまりいい
ない。それよりもアップツウデット、
今の問題を審議したらどうかという御
意向もある時代でございまして、検査
院といたしまして、もし予算が通らな
いといひますれば、今、毎月々々の
済んだ仕事——國の収入支出なり、
あるいは國の契約について済んだ仕事
にとにかく目をつけて、その当、不
当を唱らして、将来を改善させよう
という方向よりも、これからしようとい
う仕事について検査院の當、不當の意
見を照会されましたことに対しての
將來の是正、未幾に防くという方向に、
やはり主力をそそいで行かなければ、
国損を発生させないといふ大きな観点
から行けば、この法律ができまされ
ば、その任務が大きな要素として加
えられますので、私の方としてはそれ
に重点を置かざるを得ませんが、同時
にすでに済みました事項についての問題
は、人手不足の關係でやむを得ず、あ
るいは検査がおろそかになる部分がで
きないとは保しがたいと案じておりま
す。

○川島委員 私人で質問しておりま
しては迷惑と思ひますので、まだお尋
ねしたいのですが、その点はそれで打
切ります。

それで次にお尋ねいたしたいのは、
本日手元に、二十三年度の決算検査報
告の「予算執行職員の不當金額事項別
分類調」といふものを受取つたのであ
ります。これによりまして経費の年
度区分を乱したものの、あるいは予算
使用当を得ないもの、その他実に十四
件にわたるところの種目別に不當と検
査院がみなした件数があり、しかもそ
の金額は実に莫大な金額に上つてお

のであります。そこでお尋ねをいたしたのですが、これらの不当と決定をいたしました問題につきましては、各省からこれらの問題については従来の慣例によりまして、おそらく口頭その他によつて事前の折衝があつたのではないかと、私は常識的に判断をいたすのであります。こうした結果を見ました事案に對しては、どのくらいあらかじめの了承事項があつたのか。あるいはまた全然これは何らの事前の話し合いがなくして、一方的にこういう不當な結果を生むに至つたのであるか。その点のいきさつがおわかりでしたならば、御説明を願つておきたいと思つてあります。

○山名説明員 ただいまの数字をあげての御質問でございますが、本表に列挙いたしました事項については、正式に検査院の了解を事前に求めるという手続は全然とられておりません。

○川島委員 そうすると、たとえばこの点が問題になると思ひますが、農林省の「薪炭購入代金の支拂に当り処置を得ないもの」、「あるいは横持料を不当に支拂つたもの」、「指定集荷業者等に対する手数料を不当に増額したもの」、「こういったことに重視すべき問題がここに列挙されている。その他にもありますが、一例をあげればこういった問題があるわけです。ことにわれ／＼薪炭特別会計については、国民とともに非常に重大な関心を持つて来たものであります。しかもそのために五十何億かの一般会計による、すなわち国民の血税によつて、その大きな穴を埋めなければならぬというふうな事態になつたわけでありまして、これは一例でございますが、参考のためにこ

ういう薪炭の購入代金、横持料、指定集荷業者の手数料の不当の増額、こういった問題に對して、どういふ事態でこういう問題が起きたか。その内容について、もしお手元に資料があり、あるいは御存じでありましたならば、この機会に参考のためにひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○山名説明員 ただいま御質問のありました事項は、項目をここにあげておきますが、この内容の詳細につきましては、国会の決算委員会の方に御提出申し上げました不当事項の六百数十件の中に、相当詳細にわたつて記述いたしてございます。なおこれの一番下の欄に書いてございます会計検査報告書に記番号というのがある、その決算報告の中に上つております番号であります。それをごらんいただきまして御質問なされたいと思ひます。御質問なされたい事項は、あるいは関連のあります事項につきましては、私の方から別途御説明申し上げ、あるいはまた検査の当局は第二局が主管でありまして、農林検査課もおることでございますので、そちらの方から御説明させていただきます。それではよろしいです。そこでもう一つお尋ねいたしますが、しからば二十三年度において不當支出と認められたものが、会計検査院の目に触れたものだけでも六十二億の巨額であります。この数十億の中で、この出納関係の弁償責任の法律が実施された場合に、これに該当して弁償しなければならぬような額はどれだけのくらいあるものか。またその弁償の責任を今日追究している額はどのくらいあるか。そういうふうなものがあつたならば、参考のためにお示

し願ひたいと思ひます。

○山名説明員 ただいま御質問の事項は非常にむずかしい問題でございます。ここに上げました六十二億を不当なりとした金額は、予算に違反して買つたものとか、あるいは建てたものと、予算の十分の効果をあげていないものとか、そういう金が上つておりました。この分だけただちに国損を発生したと申しかねますし、また国損は具体的に反対給付があるわけでありまして、反対給付と支出いたしました予算との差額が、どう国の利害に響いているかという問題、またはたして当務官が故意であつたか重過失であつたか、單純な輕過失であつたかという点については、非常に困難な問題が多々ございまして、せつかつたいたしまして一つ／＼の案件について検討いたしております。著しい国損を発生して、著しい過失があつたものと認めるものに対しては、当務官吏に對しての懲戒要求の決議はいたしますが、弁償をいたさせる規定が現在ございませぬので、そこまでの決議には入つておりません。著しい国損を発生し、著しい過失のあつたものに対しての本属長官に對する当務官の懲戒要求の決議は、ただいま進行中でございます。

○川島委員 そうしますと、この法律がかりに本月一ぱいに通つた。そうするとこの法律が適用しないので、二十三年度あるいは二十四年度の会計検査によつて明らかになつた国損というものは、この法律は適用されないということになるのですか。

○山名説明員 大体法律は相手方の利益にはさかのぼるが、不利益には大体

遡及しないというのが一応の立法の原則になつておりました。本法は公布の日よりこれを施行するということになつておりますので、公布されました以後における会計官吏の行為によつて及ぼした国損について、検査院が検定をし懲戒要求をすることになるのであります。

○川島委員 たとえばただいま反対給付があるから、国損というものを確定するのむずかしい。あるいは重過失か輕過失かという問題は、その判定はむずかしい。それはよくわかるのであります。ところがたとえば物品を購入した場合、非常にそれを多額な金で買つてしまつた。あるいはまた工事に対して余分の金を支拂つてしまつた。こういったことは反対給付でなくして、政府みずから余分に支拂ひ、その支拂つた額だけ国損だということになるのではないかと思ふのです。そういう明らかな支出に對しても、まだ調査研究ということになつてゐるのですか。

○山名説明員 ただいま御質問になりましたように、超過拂ひをするとか、あるいはあやまつて債務額以上の金を拂つたものは、明らかに国損でありまして、ただいまそれについて調査中かとおつしやいましたが、現在は弁償を要求いたします法規もございませぬし、こういう支拂ひ官更について検査員が弁償責任の検定をします法律上の根拠もございませぬので、この新しい法律を中心にしてのそういう調査研究はいたしてはございませぬ。ただ懲戒要求の関係だけは決議をいたしております。

○川島委員 それでは法律の直接関係はこの程度にとどめておきます。そこ

でこの法律が実施されることは、すでに目録の間に追つておりますので、関連的に二、三なるべく簡潔にお尋ねをしておきたいのですが、問題となつております鉦工品の配給公団の問題、あるいはその他各般の公団の事件が、目下白日のもとにさらけ出されまして、まじめな納税国民の心からの憤激と反感を買つておる次第であります。そこで御尋ねいたしますが、例の貿易公団、鉦工品公団の問題がことに大きく取上げられて、その額が一億というふうな額になつております。しかもこの問題の発生は、昨年の三月とあるいは六月とかいう、はつきりした記憶は私はありませんが、昨年の春ごろから起つた事態でありますので、今日に至るまで会計検査院としては、これらの公団に對する嚴重なる、しかも綿密なる――世評にとかくのうわさがあつたのであります。一層の責任を持つて検査をされて来たものであります。私もよく解りましたのであります。ところが、しかもその検査途上において、やつたというふうなことも承つておられるわけでありまして、一例をあげての話を、鉦工品公団等に對するところの今日に至るまでの会計検査の実況、その結果はどういふ事情であつたかという点について、御承知でありましたならば御説明を願ひたいと思ひます。

○池田説明員 お答えいたします。主として鉦工品貿易公団の検査の経過につきましての御質問と思ひますので、簡単に御報告いたします。会計検査の方針をいたしましては、昭和二十二年の七月、鉦工品貿易公団が発足いたしましたから、会計検査院は毎月資産表

及び付屬諸表を提出させて参つて、これを検討いたしますは、大体主要なところは年に二回、ごく末端の方は一回、あるいは三回の都合でできかねるところもあつたわけでございますが、今申し上げましたような次第で、実地検査を行つて参りました。検査の大体重点を申し上げてみますと、最初の頃は、まず公団の経理制度の確立を主眼に置きまして検査して参りました。と申しますのは、公団の発足当初は多数の旧代行機関の集合体でありまして、鉱工品公団は御承知の通りでございますが、各部の事務所も散在しておりました。その間の統一を欠いておりましたばかりでなく、監督官庁でありました経済安定本部の指示も、どちらかと申しますと遅延がちでございまして、人件費、事務費などを公団収入でまかないますのか、あるいは別途に国庫の交付金をもちましてまかないますのか、あるいは業務用の固定資産などの程度まで保有できるものか、そうした公団運営の経理関係の根本の制度も、当初の頃は確立しておらなかつたやうなぐあいであつたことを確立させる必要もございまして、そうした面からまず主務官庁等に対しまして意見も言ひまして、公団経理の確立に努めて参つたやうな次第であります。

次いで、先ほど申し上げましたやうに、発足当初は公団の各部、それ／＼業界の団体から成り立つておりましたやうな関係もありまして、各部のバランスにつきまして、各部のバランスにつきまして、いろいろ経理の処置が、確でないやうな次第もありましたので、バランスの眞実性を大いに強調い

たしまして、事業の全貌がバランスに現われるやうに、その方面の指導監督に努力いたして来たやうな次第であります。一方帳簿関係も非常に発足当初は的確でありまして、商品台帳を備えないものもありまして、あるいは業務の商品台帳と経理の方の帳簿の帳簿が符合しない、その原因がはつきりしない。そうした関係をはつきりさせるために、検査の期間を相当費して来たやうな次第でございます。一方商品代金の回収、収納あるいは事業費等の支拂の促進という面につきまして、資金の滞留関係につきまして、極力これが防止に力を注いで来たやうな次第でございます。当初から未収金、未拂金に相当ありましたので、個々のケースについてその内容をなすだけ詳細にきわめてともに、全般にその回収及び支拂の促進について、公団に嚴重に注意をいたして参つたやうな次第でございます。この点につきましては主務官庁に対しても注意をいたした次第でございます。その他現品の把握関係につきまして、必ずしも十分でありませず、事業費支拂い内容の妥當性に關する関係等とあわせて、この点も非常に重視して検査をいたして参つたやうな次第でございます。今申し上げましたやうな関係もありまして、当初の頃は、その点は必ずしも十分に検査が行き届かなかつたやうな感じがございまして、昨年の実地検査のときは、当初よりもよほど実質面の方も検査をいたしまして、事業費の内容等も詳細に洗ひまして、その結果といたしましても、検査報告に一つ掲げてあるものもあるわけでございますが、事業費も

諸掛が非常に高価でありまして、そのために千数百万円を回収させたやうな事例もあるやうな次第でございます。先ほどお話がありましたやうに、公団の次々に解散するものもありまして、一面問もなく解散するやうな公団もあるわけでございます。ただいま申し上げましたやうな指導的な検査もやつて参りましたが、一方解散気構えによりまして、公団の職員が相当動搖いたしておるといふやうな関係もありまして、不正の防止という観点から検査をいたしますことが非常に重要と認めまして、この点につきまして十分に昨年来注意をいたし、今後一層その重点を置いて検査をするやうな建前で参つておる次第であります。今回新聞紙上その他ですでに御承知の通り、大きな不正事件があつたやうな次第でございますが、鉱工品公団の検査につきましても、具体的な申し上げますと、私どもの方といたしましては、昨年八月検査をいたした際には、現物の確認とか、事業費内容の検討とか、資金の回収等につきまして最も重点を置きまして、それに先ほど申し上げましたやうな事項も含めましてやつたのでございまして、検査の対象が経理の期間といたしましては、二十三年事業年度の後期決算の承認をいたさなければいけない関係上、主として二十三年十月から二十四年三月までの期間を検査いたしました。御承知の通り公団の経理につきましては、二十四年度からは政府関係機関の予算として国会の審議を経て、その決算も国会に提出されることになつておりますが、二十三年事業年度までは前期、後期にわかれまして、その各期ごとに安本それから私どもの承

認を経ることになつております関係上、二十三年の上期の決算につきましては、昨年の初めあるいは二十三年の暮れであつたかわかりませんが、すでに決算の承認もいたしてございまして、去年の検査のときには、今申しましたやうに二十三年事業年度の後期の決算の承認をしなければならぬ関係で、勢いで二十四年の三月までの検査を主としていたしました。しかし私どもといたしましては、常時的に検査をしなければいけないという建前になつておりますので、二十四年七月までの資産表を分と同様に並行してやつて来た次第でございます。検査の結果につきましては、物品のことにつきましては大体特に非常に悪いというほどのこともなかつたのでございまして、資金回収の關係とか事業費の面等につきましては、遺憾の点もありましたので、注意をいたしたやうな次第でございます。ただ今回の事件がどうして発見ができたかといふこととでございまして、ちやうど事件の発端が六月末になつておるやうでございます。そこで私どもといたしましては、当然その芽生えを摘発して、こうした事件が起らないやうにいたすべきであつたわけでございますが、先ほど申し上げましたやうな決算の承認等の関係から、二十四年度はあらためて検討したいというやうな関係もありましたし、一方公団の帳簿、証拠書類等につきまして検査をいたすのであります。収入支拂の記載とか、あるいは銀行の残高証明書などを徴しますと符合してございまして、

な次第で、これを是認するほかなかつたやうな次第でございます。一方支拂いでもございますが、この支拂いも相手方の領收証書が徴してありましてやうな次第で、これを信用いたしたやうな次第でございます。一方会計検査院といたしましては、一般の業者や銀行の帳簿を検査する権限がありませんので、そうした関係から今度の不正事件に見るやうな浮貸しの事実等を見出すことが、困難であつたというやうな事情もあろうか、こういうふうな考えの次第でございます。御承知の通り三福関係に對します支拂い、これも正當な領收書と一見区別のできないやうな領收書が、使用されておりましたやうな次第でございます。そうしたものを一応信用いたしまして、特に公団も私どもと同様公務員でありましたやうな關係上、公団の説明を帳簿等が一応そろつておりましたので、それを信用いたしたやうな次第でございます。今にして考えますれば、もつと疑つて検査をいたすべきではなかつたかと考えられるやうな次第でございます。が、犯罪事件を前提といたしまして調査する検査のやうな場合と違ひまして、私どもの所管の会計検査の態様といたしましては、領收書等を一応信用してかかるというやうな次第でございます。その後事件が明らかになつたので、全力をあげましてその事実の究明にかかつた次第でございますが、御承知の通り一件帳簿書類がほとんど全部取調べ當局に押収されておりますので、詳細をきかぬに至つておりますが、他の部の検査もただいま続行いたしておりますやうな次第でございます。ただいまのやうな御質問の趣

○川島委員　その点は深くお尋ねを

昨年暮れからの滞留処理関係が、頻繁に行われるようになった次第でございます。私の方としては内閣の検査報告処理とか、あるいは昨年末の配炭公団の在高調査等につきま

て、全員をそちらに振り向けたような関係もありまして、去年八月以降突地検査を飲食品会社にできなかったことは、はなはだ残念であります。これからは不正防止ということを重点に置き、一方滞貨処理につきましても、経済事情あるいは物価事情等をよく調査研究いたしまして、いやくも不当な拂下げ処分等あるいは不当な代金の回收等がございましたら、断固たる態度をもつてこれに当りまして、その詳細のわかり次第国会その他に御説明申し上げられるようにいたしたい、こういうふうに存する次第であります。

○宮腰委員 ただいま公団の不正問題につきまして、通産大臣の出席を求めたのでありますが、大臣がいなくて通産事務次官が答弁をしておたようでありましたが、ややもすると、責任を回避するような物の言い方でありまして、会計検査院の調べたときですら発見できなかったのだから、ましてわれわれはわかりつこないという態度を示しておるので、ぜひ審査の場合は形式審査、いわゆる書面審査というような形でなく、内容に立ち入りまして物の整理状態、あるいは取引関係までも調べていただきたい、こういうことをお願いする次第であります。

○池田説明員 お答えいたします。取引先の検査でございますが、相手が政府関係機関であるとか官庁等につきましては、私も直接そこへ行って帳簿も実際に検討いたしまして検査ができますので、目下そういうふうによつております。

それから一般の業者と公団の取引関係でございますが、これははなはだ遺憾でございますが、目下の建前とい

まして、会計検査院といたしましては直接帳簿を見る権限がありませんので、公団の人に一緒に行つてもらつて、会計検査院といたしましては商社の立場を十分に尊重いたしまして、いやくも商社の自由権を侵すようなことが絶対にないように心がけてまして、取引関係上の公団の人を利用いたしまして、できるだけの取引の真実をきわめまして、検査の公正を期しまして、御期待に沿うように努力中でございます。

○三宅(則)委員 私四点お尋ねいたします。ただいまいろいろ説明を聞きまして、事前監査ということでは四半期ごとにおやりになることと思いますが、もつと早く常時検査と言いますか、毎月検査と言いますか、ある程度国家機関につきましては早く監査いたしまして、これを当局なり、あるいは国会の方に報告するようにしてもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○山名説明員 事前審理という問題と決算検査という問題と二通りございまして、決算検査の問題になりますと、毎月の国の収入支出の流んだものについて翌月に計算書が出て来、証憑書類が出て来ましてそれを検査するという建前になっております。大体主務官から送つて参ります関係書類が遅れますと、それだけ遅れて参りますが、大体常時検査を建前にいたしておられますので、ただいま仰せになりました毎月、例月順を追うて検査するという体例はただいまもつておるわけでございまして、ただ事前審理の問題はさうな問題でなしに、向うの意見紹介に対するこちらの判断を回答するだけでございます。

ます。それからもう一つの問題は、毎月順を追うて例月検査した結果を、早く国会に報告したらどうかという問題でございますが、そういう点につきましては、一応ただいまの憲法の建前では、決算の検査の報告を国会に提出するようになっていることとございまして、私の方も二十三年度の決算の検査報告をいたしますが、これにあわせて二十四年度の、現年度の予算面におけるところの不当事項を、あわせて併記しておるような次第でございまして、御希望の点に最も近い得る可能な限度において、努力をいたしておる次第であります。

○三宅(則)委員 第二点は、検査は物品の検査ということをやらぬようでありますが、これはぜひ帳簿検査と同時に、物品検査もしくは先ほど言われまして銀行検査というふうなものも、あわせておやりいただきたいと思ひますが、この点いかがでありましょうか。

○山名説明員 ただいま御質問のありました物品の検査も、国の財産のうちの不動態及び動産についてもやはり同様に検査することになつております。しかし御承知の通り物品の二々の帳簿と現品を対照することは、非常に困難な点がございまして、私の方で検査いたしました結果、物品が非常に足らないという点をいろいろとくさんあげておりました。二十三年度中にも国有鉄道の現品を物品の帳簿とが非常に合わない。それから特別調達庁の方におけるさういふたようなものも非常に合わない。現品と物品の帳簿面とが合わない。あつて、しかもその原因の探求の仕方が不十分であるという批難が、毎年の検査報告に載つておるのであります。

て、各片はこれに対する追究に努力しますとは言つておりますが、なか／＼手がまわりかねておるような状況であります。なお検査院といたしましては、ただいまのような方向において、追究の手は依然として全うゆるめる気はございませんが、二十三年度はことに物品の現在量について物品調査を厳重にするように、金も大事であるが物も非常に大事だという点で追究をいたしております。

○三宅(則)委員 第三点は税務署の決算書類を会計検査院がとつておるわけですが、これに対してとり足らぬというが、とり過ぎるということはないでしょうか、とり足らぬようなものについて、命令を出してとるようになつておるのですか、その点伺いたい。

○山名説明員 ただいま御質問のありました点は課税において、要するに課税標準に對して税率の適用の單純な形式上の問題だけでなしに、課税標準自体の捕捉の点に不十分な点があるというところにおきまして、二十三年度においては相対件数をあげております。なおまた課税標準の捕捉において行き過ぎた点がある、とり過ぎておるじやないかという批難をいたしまして、納税者に返還させた事例を相当持つております。

○三宅(則)委員 第四点は、企業会計をする方はなか／＼むずかしいと言つて、官庁会計は普通の私企業に對してはお十分でないというのを言われておるのですか、今後はこれに對します計算をするために、公認会計士もしくは計理士、監査員というものに委嘱せられたならば便利だろふと思ひますが、さういふ決心はないかということ

を承つておきたいと思ひます。

○山名説明員 ただいまの御質問のありました事項は、事業会計そのほか会社の経理会計について、検査院の職員がとかく不得手ではないか、民間のさういふ人を選んで嘱託をしたらどうかという御質問であります。私どもの方ではただいま会計検査院の職員は、ほとんど全部の職員が公認会計士の資格をとれる程度の勉強をし、また公認会計士の資格をとれようことを奨励しております。とりませんけれども、御説の通りでございます。職員が官庁関係のほかにならういつた会計に關する十分の知識と経験を積むように、真に職責にそれ努力しておるに、教養機関において、各方面で簿記そのほかのさういふ監査の仕方等については、熱意を持つてやつておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○前尾委員 本案につきましては昨日来相当審議をいたしましたので、ここで質疑を打ち切りたいと思ひます。一応お諮りを願ひます。

○北澤委員 代理 前尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北澤委員 代理 それでは予算執行職員等の責任に關する法律案につきましては質疑を打ち切ります。

○北澤委員 代理 次に船主相互保険組合法案につきまして質疑に入ります。川島君。

○川島委員 本案について二、三簡単に尋ねたいと思ひます。まず最初に、きのうも別の委員から若干お尋ねがあつたのでありますが重ねて

私からも別の観点に立つてお尋ねをしておきたい。と申しますのは、この保険組合というものはきわめて基準が、たとえば資本金が二百万円、人員が十五人、船数は百隻で、それから形で最低限度は出資されたいわけであり、規模の大きいほどいいわけであり、この種の保険組合は沿岸地帯における特殊の地域に限られる点から出資するのであるから、従つてその資本金といつても、昨今の漁業方面の経済実情等から見ても、なか／＼有力な資金を集めるという事は、容易ではないといふことが想像されるのであります。しかも漁業方面の今日の状況から申しましても、必ずしも芳ばしからざる経過を全国的にたどつておりますことも、御承知の通りであります。こうしたいふ弱体な基礎に立つての保険組合、この組合ができて、相互救助の保険事業を行うという精神には、われ／＼あえて異論はありません。しかしながらその保険組合の実際の運営については、いささかわれ／＼といったし、ましては懸念を持つものであります。たとえば保険組合が発足間もなくしたとして、不慮の災害、しかもそれが組合の加入者の大部分に及ぶような災害がないとは、神ならぬ身の保証はできないことであります。そういう問題がかりに出来てしまった場合に、組合の資金関係、準備金の関係等によりまして、せつ／＼結成された組合の趣旨目的というものが、満足に果されぬというやうな事情に立つ場合も、今後あるのではないかという感じがいたします。そういう場合にせつ／＼組合を政府としては奨励してつ

くらせたが、実際の運営についてはその目的の半ばも達成することができないという事態に立ち至つては相ならぬわけですから。そういう場合に對して政府は一定の融資をするとか、何らかの裏づけ的な措置がありまないと、弱体企業者の共同事業といふものは往々にしてかえつて運営が困難となり、その目的は果せないで、せつ／＼の組合がいつの間にか解消しなければならぬといふことにならぬとも限らぬのであります。そういう事情に對して政府は何らかの考へ方、あるいは方針をもつて進んで行く考えでありますか。それがあれば、もしならばこの機会に説明されてほしいと思ひます。

○舟山政府委員 お尋ねの点は主として木船相互保険組合のことではないかと存するのでありますが、なお漁船については漁船保険法というものがございまして、国営再保険を実施いたしておりますから、一応ある程度の救済保護手段があるわけでございまして、その他の一般の木船については、お話の通りその性質上、あるいはその航路の上からして相当の危険がありまして、相互保険組合についてもなか／＼負担がかかる場合も想像せられるのでございしますが、そういうこともございまして、営業を損害保険会社において引受け、従つて相互組織の保険が必要であるといふことに相なるのでございします。この簡素な形で保険をつくりますれば、むだな費用が省けまして、ほんとうに純保険料といふものを各組合員が負担するといふことによつて、極力保険の負担は軽くなるわけにございします。金融その他の資金的措置を考

えていくかというお話でございします。特にこれは考へておりません。別途運輸省におきまして木船という運輸行政の面から、あるいは木船保護の措置をとつておるかと思ひますが、所管外でございしますので、私からはお答えを差控へたいと思ひます。

○川島委員 その金融の事柄についてお尋ねします。これらの弱体の企業者が、船主が寄つてつくり出す組合で、非常の事態に遭遇して、その組合結成の目的が半ばも達成できないといふやうな事態がないとは限らない。そういう場合に對して、特段の措置をするといふ方針として、特段の措置をするといふ裏づけ的な考へ方を持つておられるか、どうかといふことを尋ねたい。

○舟山政府委員 その組合の出資総額は二百万円以上といふことになつておりますので、たゞいま具体的に考へておられます組合の組合員も百名以上になつておりますので、一人当りの支出総額はさまで大きな金額には上らぬので、特に国において施設をいたしません。特にその出資の負担に耐え得るか存じておるのでございします。保険料につきましても、実費主義で参りますので、たゞいま、実費主義で参りますので、特に大きな事故が続いて起ります際には負担も大きくなりますが、まあ通常そういうやうなことは考へないでよろしいかと考へておる次第であります。

○北澤委員 長代理 川島君にお諮りしますが、運輸省の海運局監督第二課長辻君が参つておりますから、先ほどの質問に對してはどうぞ……。

○川島委員 お願ひします。

○辻説明員 ただいまの御説明についてちよつと補足させていただきます。

今もお話にございましたように、漁船の保険と比べますと本法案における木船の保険については、政府から何らの恩恵の措置が考へられておりません。非常の事態にこの点不均衡があるわけにございしますが、御説の通り弱小な基礎のもとに立ちまして、発足早々不慮の災害がございします際には、非常に苦境に組合が陥ることもあるわけにございします。これらにつきましては実は種々考慮したのでございしますが、いろいろの客観情勢がございまして、どうしてこの際政府の補助的な色彩があることは、好ましくないといふ事情がございします。で、やむを得ずこのやうなことにしたのでございします。それで現在の業界の実情を申し上げますと、先ほど舟山局長から御説明ございましたごとく、一般の損害保険会社におきましては、木船の保険というものを取扱つてはおりませんけれども、非常に高率でございまして、とうてい正常な企業経営の基礎としてその保険の負担に耐えられない、そういう実情にございします。その料率が高いという点は、実は木船の業者の大部分といふものがあつて、大体保険会社に入社して、あるいは業者は、非常に危険な航路に就航する船だけでありまして、いわゆる弱体だけの形になつております。それがたゞいま／＼料率を高くして行くといふやうな、惡循環を來しているやうな事情がございします。それで本法案によりまして、ローカル的なごく小範圍で保険をやつて参りますれば、おの／＼の危険負担におきまして、あるところにおきましては十分な損害の填補をするだけの料率にさせることもできますし、あるいはそれが非常に危険であると考えれば、一部保険的に料率を下げ、損害程度の一部にとどめて行くという運営もできるわけにございします。で、業界といたしましては、とにかく何らかのやうな共同の措置を正式に認められるやうに、非常に望んでおる次第でございします。お話のございしたごとく、もう少し政府の恩恵を與えたいという気持もあるのにございしますが、それはまたの機会に譲りまして、とりあえず業界の要望に應じまして、本法案を提出した次第でございします。

○川島委員 次に御尋ねいたしたいのは、この法案によつてつくられます組合に對する何か税制方面からする適切な特段の措置も、実は必要ではないかと思ふのですが、そういう事情に對して局長は何らか考へられて、折衝でもされたという経過がありますか、どうか。その点をひとつ伺つておきたい。

○舟山政府委員 税の問題につきましては附則に二、三の規定がございまして、まず法人税法につきましては、この組合が剰余金の分配をなします分につきましては、これは保険料の掛けもどしと認められるのでございしますが、これは損金に算入するといふ規定に相なつております。それから木船相互保険につきましては、附則の四項において登録税を免除するといふことに相なつております。

○川島委員 最後に直接これと関係はないのですが、もう局長にお尋ねする機会がないと思ふので、一言お尋ねいたしておきたいと思ふのです。最近岡山あたりで一種の協同組合による信用組合方式の、名称は何か労働銀行など

というふうなものをつくるべく充足して、当局に申請をして来ておられるというふうなことを聞いておるのであります。この労働銀行なるものの申請が現に局長の手元で参つておられますか。もしありといたしますれば、どういふ趣旨で申請が行われておりますかを、参考にお聞かせお願ひしたいと思ひます。

○舟山政府委員 労働銀行と名づける信用組合の設立の問題は、新聞紙上で拜見したのでありますが、今日までまだ中央に届け出ておりません。これは大蔵省の地方局である財務部を経由しておりますので、財務部にはこれは出ているものと存じます。この名称のいかんを問はず、協同組合につきましてはこれが中小企業の金融上、裨益するところ多大なるに、かんがみまして、できる限りこれを認めて行きたいという方針で臨んでおるのでございませう。

○川島委員 そこで續いてお尋ねしますが、先般労働大臣の方から何かの機会に談話として発表されたんだと記憶しておりますが、労働省としては独自の見解から、労働者のためにする労働銀行なるものをつくりたいという方針を持つておられるという新聞を、私は拜見したような記憶を持つておるのであります。その問題について局長との間に現に何らかの話し合いがあつたかどうか。その点についてもお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○舟山政府委員 労働銀行その他の金融機関のお話は、私としては労働省からまだ受けておりません。

○川島委員 実はこの問題について私は過ぐる第一国会の当時から、私なり

の主張を持つて来ておるのであります。ことに最近では商業界、漁業、農村方面の金融の問題が、非常に大きな問題になつておることは言うまでもない事柄でございますが、さらにまた一般の庶民層と云いますか、広汎な労働階級等においても、それらが手取り早く簡単に零細な金融を受けるという機関は、今日のところ地方には府県もしくは市町村の公営質庫、あるいは一般の私企業的な質屋というふうなものがあるが、事情から見まして、これとても最近の経済事情から見まして、公営質庫に至るところどこへ行つてもはや閉店休業の實情であります。従つてその金融機関を活用せんとしおるほどに困つております。労働階級は、全国的に非常に大きな数になつております。しかも当座の必要なまじめな金について、せつかく飛び込んで行きましたも、公営質庫は資金がなくてはや閉業と同じような形になつておるというやうな実情からいたしまして、労働階級の当面の零細な資金の需要を満たすことができないで、それが原因になつてさらに一層労働階級の生計を、困難に陥らしめておるといふ実情にありますが、これは局長もさだめし御承知だと思ひます。そこで政府は、こういうことは労働階級の経済の實情に即した一つの金融方法として、従来となえられております労働銀行という名称はどうかと思ひますが、そうした労働階級の当面の生活上の必要な零細な資金の融通について、單に地方における市町村公営の質庫にまかすだけでなしに、政府みずからがこの問題の解決に當るといふ熱意をもつて、何らかの機構をつくるという考え方はないかどうかという

ことについて、この機会にお尋ねしておきたいと思ひます。

○舟山政府委員 庶民階級の金融難というもののために、政府で何か金融機関をこしらへる意思があるかというお尋ねに對しましては、これは予算に關連して参りますので、今年度予算に關しては御承知の通りそういうことを考へておりません。今後と云ふことも政府が直營的な金融機関をこしらへるといふことは、なか／＼むずかしい問題があるやうと考へるのでございませう。その他民間の金融機関として、あるいは労働銀行、これははたして銀行法による銀行でありますか、あるいは信用組合でありますか、その具体的内容を承知しないのでございませう、こういうふうなものにつきましては当局の考へていたしましては、中小の業者に對してはそれ／＼の専門機関があつた方がよろう。これは公営質庫が庶民階級を潤すのと同じやうでありまして、このそれ／＼の専門機関というものができれば、それだけ金融は円滑に行くであらうとは考へておるのでございませう。しかしいよいよ金融機関の設立を認可いたしますについては、注意いたしておりますことは、それが健全に発達して行くかどうかということでございます。昨今金融機関設立の希望も若干ありますが、それはともすれば資金も十分集まる目当もなく、ただ政府資金あるいは預金部資金等を漫然と流してもらえるのではないかと云う期待のもとに、当面の金の必要に迫られて借ることばかりを考へまして、金融機関をこしらへるにしても、あとの資金の回収、あるいは預金を集めるということにつきまして、深い考慮が拂われ

ておらぬというやうな欠点もあるものでございませう。そういう結果はどうなるかと申しますと、その金融機関は中途にして経営が振わなくなる。また経営者はそのしりを自己の責任において收拾するやうな氣持を失ひまして、ただ政府にしりぬぐいを押しつけるのであつたやうな傾向があるのが通例なのであります。これらの点に、かんがみまして、この金融機関の新設の免許といふことは、当局の方針をいたしまして必要な場所にはこれを認めて行きたいのであります。ただそれが健全に発達して行つて、金融機関の他の部分に迷惑を及ぼさない、あるいは預金者その他の取引者に迷惑を及ぼさないといふ点につきましては、十分審査をして参りたいと存じております。

○川島委員 政府はそういう一般国民の金融に關しましては、政府の投資によつてはあまりやらぬというやうな言葉でありまして、現に国民金融公庫をつくつて五万あるいは十萬單位の金融機関をつくり、それに政府はある程度の理解と熱意を示しておる状態です。しかしながらこの金融公庫は、主として營業その他の資金として使われるための金融公庫でありまして、半面に先ほど申し上げましたやうに、一般労働階級の不時の出費あるいは当面の出資等について、しかもその額たるやせいぜい一萬元以下の零細な金額を必要とするやうな人が多い。しかもその一萬元以下といつても万となるものは少く、せい／＼二千元とか三千元、多くて五千円程度の不時の費用を必要とするのであります。それができないので、遂には労働階級でありながら、月に一割というやうな高利で借りても生計の補ひにする。こういうやうな事情は非常に全国に多いのであります。そういうことからいたしまして、もし政府に労働銀行的なものをつくるという方針がないとすれば、現在ある公立の質屋といふものに対して、政府が特段の措置をもつて何らかの資金を貸し付けるとかいうやうな、もつとそれらの階級に對する理解のある、誠意のある態度を政治の上に表示する必要が、目下非常に緊急なことではないかと私は思ひます。そういう事柄について局長はどういふお考えでありますか、お尋ねをしておきたい。

○舟山政府委員 私の説明を補足したいと存じます。本年の予算におきましては、国民金融公庫の増資とか、國費をもつていろいろの形態の金融機関の補強、あるいは新設を考へておる面はあるのでございませう。ただ労働銀行といふことが、御質問にありましたやうな趣旨の金融機関の設立は、現在考へておらないといふことを申し上げた次第であります。公営質屋につきましては、従来戦前におきましては預金部資金等も運用せられて、この經營を助けておつたかと思ひます。ございませうが、御承知の通り、現在預金部資金の運用については、きわめてきびしい制限があるといふことで、当面これらの方面に金を流すことは考へられないやうな状況でございませう。こういう公営質屋のごときものは、庶民金融機関としてでき得るだけ助成して行くべきものとして考へております。なお國費をもつては金融機関に對する補助、助成といふことはなか／＼困難であります。

すが、府県等においては、地方団体の費用をもつて相当金融機関に対して、たとえば信用保証協会に対する出資、その他助成をいたしておる例はあるように承知いたしております。

○北澤委員長代理 河田賢治君。

○河田委員 ちよつと一つだけ伺います。保険組合について実はよくわからぬので、最近国内の運航については、相当六千トン以上の船が内航に進出し、そのために木造船は今非常に弱つておると思うのです。こういう場合に緊縮しておるような事実はありませんか。それから昨年あたりから盛んに木造船の燃料の配給なんかで、大分問題がありました。現在燃料なんかも十分に配給ないし使用ができておるかどうか。それだけをお伺いいたします。

○辻説明員 今の御質問に對しましてお答え申し上げます。ただいま資料を持っておりますので、詳しく数字的に申し上げられませんが、遺憾であります。現在相当数の木船が待船しております。しかもその主たる原因が油がないことによりまして待船しておるのでございまして、実はこの油の問題については機会あるごとに、運輸省から関係筋に増配方を懇請しておるのでございまして、種々の輸送の配分の問題等からみまして、今なお実現を見ていないのは、はなはだ遺憾に思つております。なお今後も機会をとらえまして、できるだけ十分な燃料が木船の方にまわりますように努力いたしたいと存じます。

○河田委員 先ほど御説明の中には、保険組合をつくつてもらいたいという要望が船主から非常にある、こういう

ようにおつしやられたのであります。特に木造船組合には船主が個人で持っておりますのと、そうでないものとがあると思つております。特に保険組合を設立してもらいたいというのは、そういう個人の船主ではなくして、相当数を持つておる人だと思つております。その辺の事情はどうですか。

○辻説明員 今木船の保険組合を要望しておりますのは、個人といわず会社といわず全般でございまして、その目ざすところは、先ほど申し上げましたごとく、非常に会社の料率が高いものでございまして、そうかといつて保険をつけずにおきますれば、一朝災害の際には全然損害の担保ができないというのであります。個人とか会社とかによつての差別はございせん。

○河田委員 それからこれはこの問題に關係しないのですが、京都の方で諸願的に来ております。これは前尾さんの方が適當なんです。銀行局長にお願いしたい。金融金庫の特別店舗設置の陳情なんです。これは三月一日付で申請して、当局でも考慮されておるといふ話らしいのですが、特に京都においては、すべての産業が中小工業であります。しかも本店金庫がないという關係で、商工会議所会頭が陳情して、少くとも一箇所置く場合にはどうか、四箇所置く場合にはどうか、という希望を付しております。最近東京、大阪、名古屋、神戸、この四都市だけで三十五店舗の新設、あるいは変更が発表されたのであります。京都の方にいっても今後こういう店舗の設定を御許可になるならば、何店ぐらいを置かれる予定でありますか。わかつておりましたら一応伺いたい。

○舟山政府委員 先般中小企業専門店舗を東京、大阪、名古屋、神戸に設けます場合に、京都市も問題にいたしたのであります。その当時は京都市の当局でも十分にお考えになるひまがなくて立遅れになったのでございまして、昨今お話しもございましたので、その相談を進めております。近く二、三店舗くらいになるかと思つて、専門店舗もほぼ出現するようでございます。

○富澤委員 本法案は一般の保険会社から断られたもののみやるのだというように伺つておるのではありませんか。これはその漁船について一応保険会社で持つておつたけれども断られた。こういうような場合、この船主保険組合と相互保険組合と木船保険会社と、どちらにつけてもさしつかえないのですか。

○舟山政府委員 この相互組織による保険組合は、営業保険会社で保険を受けるに受けないものについて、その救済手段として実施しようとするものでございまして、具体的にどういふ保険事故に對して組合でやるか、営業会社でやるかというところについては、組合の方の定款をもつて定める予定になつております。営業会社で引受けますものについては、原則として組合ではやらぬということに相なると思ひます。

○富澤委員 この船舶の場合、たとえば北海道のようなあふない地点に行く船もあります。また内海のように安全地帯を航海する船もありますが、この場合の保険料というものは同一にやつておるのですか。

○舟山政府委員 ただいまの説明が少しく足りませんでしたから、補足いたします。ただし申し上げましたのは、主として船主責任相互保険についてでございます。木船の方は現在損害保険会社でも相当引受けるのがございまして、その面につきましては、業者の選択によつて営業保険会社に入つてよろしい、また組合に入つてもよろしいということに相なります。

○長崎説明員 ただいま御質問のありましたうち、保険料率について御説明いたします。木船保険組合によつて木船保険を行つていたわけでありまして、その場合保険料率は全損と救助費を担保といたしまして、純帆船の場合には百円について三円二十銭、機帆船の場合は四円五十銭程度が最低でありまして、航路その他危険の程度に応じて百円について十円十銭という程度であつたわけでございます。ところがこの木船保険組合が解散いたしました後は、民間の保険会社がこれを引受けるとなつたわけでございます。その場合全損と救助費とを担保にして百円について五円が最低でありまして、危険地域その他におきましては、最高百円について二十四五十銭という程度に高くなつたのであります。その上に戦時標準型船舶につきましては、その五割増しというふうなぐあいでは、木船保険組合がやつておつたときよりも相当高くなつております。木船保険組合については、政府再保険という制度もあつたといふような違いはあるわけでありまして、こういうふうな料率は相当高くなつておるわけでございます。将来の木船保険組合は今度の船主相互保険組合法ができました場合、どういふ料率になるかというところは、地域によつてもまた木船の種類によつても違つて来るわけでありまして、どの程度にな

るかということとは、ちよつとお答えいたしかねる次第でございます。

○北澤委員長代理 ほかには御質疑ありませんか。

○前尾委員 本法案についてはもう質疑もないようでありますから、質疑を打ち切らだちに討論採決に入られんことを望みます。

○北澤委員長代理 前尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北澤委員長代理 では船主相互保険組合法案につきましては、質疑を終了し討論、採決に入ります。討論は通告順に従つて行います。前尾繁三郎君。

○前尾委員 ただいま議題となつた船主相互保険組合法案につきまして、私は自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。昭和二十三年七月木船保険法による木船保険組合が解散いたしました。以来、船舶海上保険について何らかの措置がとられなければならぬという要望が強かつたわけでありまして、昨年の四月一日から船舶運送の方式が、船舶運送法の規定により定期船舶に変更された際にも、船主の負担費用及び責任の範囲が拡大されましたので、相互保険の必要が當時もやましく言われたのであります。また最近四月一日から船舶の運行がすべて船主自身の手で行われるようになりまして、その必要も強くなつて参つた次第であります。幾たびか機会あるごとに、これに関連した法案の討論の際にも、船舶海上保険について何らかの法案を出してほしいという要望もあつたことを記憶いたしておるのであります。現在の日本は、何と申しまして海運の輸送を

ます／＼増加いたしましたして、その発展を期さなければならぬのでありますが、一面不時の損害に對しては、当然の措置であります。本法案が出されたのはまことに機宜を得た措置でありま

ず。私はただこういう組合保険はな

な経営がむずかしいという点に心がみまして、これを助長育成されることをお願いしなければならぬ反面にお

きまして、また保険料率の問題、責任準備金の積立金に對する問題という

ような問題で、不安のない保険行政上の監督を厳にやつていただいて、ぜひこ

の法案の成果を上げていただくことを心から希望いたします。本法案に對し

て賛成の意を表するものであります。

○北澤委員長代理 川島君。

○川島委員 私は日本社会党を代表しまして、本案に對し政府に強い要望を付しまして、本案に賛成をいたすものであります。

本案の立法の趣旨とするところにつきましては、われ／＼も別段の疑義がございせん。従つて本法案自体に對する問題に關する限りにおきましては、賛成いたすものであります。が、この機会に特に政府当局に強く要望をいたしておきたい点があります。それはこの種の協同的企業体による保険組合に對しましては、その組合自体が新しくその事業に携わるものでありますので、もとより事務的な熟練者も少いのであらうし、また経営の面についても、これまで当分の間は未熟な過程において、この事業を運営して行かなければならない等のことからいたしまして、よほど政府におきまして、これらの事業に對する理解と熱意を持つた

指導監督をいたしませんと、せつかくの保険組合の目的を満足に達成するのとが、不可能になるようなおそれがあるかと思ひます。さらにまた運営のいかにによりましては、單なる事業形態がボスの支配にまかされるというやうなことになるまじきで、なほ一層重大なことになるまじきで、やういふ事柄に對しては、一段の注意と関心とあわせて指導とをもつて當られんことを、切に要望するのであります。

第二点といたしましては、これらせつかくの保険組合に對しまして、先ほどの御説明にありましたごとく、こ

ういふ新しい事業体に對して、精神面はもちろんでございすが、経理面につきましても、政府が當分の間は特段の措置をすべき事情が多からうと思ひ

のであります。しかるにその事柄が不幸にいたして、目下のところでは実現不可能な事情にあるやうでありますけれども、おそろしく不慮の広汎な災害に

遭遇いたします場合には、さだめしその保険組合員の加入者が、その損害をほんとうに補填できるやうな形になら

ない場合も、起つて来ないとは断言できません。やういふ場合に對しましては、運輸省はもちろんでございすが、大蔵当局におきましても特段の措置を、特別な方法をもつてするといふ強い方針で臨む必要があるのではないかと、私は思ひます。やういふので、今の段階ではやういふことが不可能でありましても、できるだけ近い時期において、それらの助成的な対策といふものを確立すべきではないかと思ひますので、この点を強くつけ加えておく次第であります。

〔北澤委員長代理退席、委員長着席〕

最後に、また政府は近來協同組合的なこの種の事業に對しまして、税制の面におきましても、あるいはまた金融の面等におきましても、ややもすれば冷淡なところがあるやうに、私どもが深く感ずる点が往々にしてあるのであります。せつかく協同組合をつくらした

が、税制の面においては一般の利益追求の法人と同様にこれを処置したり、また地方税その他におきましても何ら

假借なく、非営利事業を営利事業と同様な処置をもつて、これを遇するとい

うやうなことであります。ややもすれば協同組合の事業に對しまして、政府は誠意がない、理解がないといふやうな形が今日現われておるのであります

が、やういつたことではなしに、今回の保険組合等に對しましては從來のこれらの協同組合事業を育成し、事業の社会化といふものに對する一段の理解を示しつつ、この種事業に對する格段の理解を持つた措置を講じて行くこと

が、絶対に私は必要だと思ひます。で、やういふ事柄についても政府は特に御留意を願つて、一日も早く実施に移されるやうに、最善の努力をしてほしいといふことを特に希望いたします。で、本案に賛成をいたすものであります。

○富腰委員 私は民主黨を代表いたしまして、強い要望を付しまして、本案に賛成するものであります。

船を包含した場合は非常に合理的に行

くのであります。が、木造船のみの場合だと、この危険選択の範囲が狭いために、運営が成功するかどうか非常に疑問になつて来るのであります。またこの危険選択を十分御研究ならなければ、この運営は決して成功しないのだと考へております。

それから責任の問題については、一応この各船主が支拂つた範囲内、いわゆる保険料の範囲内といふことになるのであります。が、しかしそのみにお

いては当然でないといふので、補償責任の制度が必要であると思ひますが、この場合船主の責任が発生した場合に、自

己の補償責任を果すために、とう／＼その金を拂ひ切れないで、この船舶保険に對する支拂ひが不能になる場合もないといふ言えないのであります。やういふやうな場合に、ぜひ政府において特別な措置を講ずるか、あるいはこれに對して金融機關から金を借りて決済をさせるといふやうな、特別な親心を考慮していただくことの條件を付し

て、本案に賛成いたします。

○河田委員 私は共産黨を代表して本案に反對するものであります。

なるほど保険として、協同的にこれをするといふことは、非常によいやうには見えますが、現在の段階におきまして、どうしてもこの中小企業的な組織の中におきましては、特に先ほど川島委員からも指摘いたしましたごとく、ボスの支配によつて、小さなものに負担が多く転嫁されるという結果にもなり、同時にまた今日の状態からいひましても、この経営の運営といふものは非常に困難であると私たちは思

います。先ほども政府委員の話されましたやうに、現在相当緊縮があつて、燃料の配分につきましても不十分である。ことに石油などは相当今日外国から重油が入つて精製はしておりますが、中小企業の要望している必要など

ころにまわつて行かない。従つてお互いに危険を冒しながらも、運輸をやつておるやうな状態でありまから、結局この経営といふものもきわめて将来において疑わしいわけでありまから。特に重要なことは、このやうにして中小企業的なこれらの協同体が非常な犠牲をこうむりながらも、現在の政府の政策といたしましては、大企業に對し

て、やれ補助金とか、あるいは資金の面におきましても、それ／＼有利な立場を與えるやうに、特に要請をしておることでありまから、こ

ういふやうな小ざな木船などに對しましては、もうお前たちで損害を負担せよといふやうな状態で、まづ大企業のみ今日集中されまして、その犠牲は常に中小企業に全体としておつかふされておるとい

うことが言えるのであります。特にこ

ういふやうな点からして、現在の国内の運送業務から考へまして、私たちはこ

本案は業者にとつて大きな利益をもたらさないということを指摘し、同時に日本の海運業をもつと自主性のある海運業にして行かなければならぬという立場から、本案に反対するわけであり

ます。
○川野委員長 討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

〔参照〕

船主相互保険組合法案(内閣提出)に

関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年六月十日印刷

昭和二十五年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行